

令和 2 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 2 年 9 月 1 0 日
- ・ 開 会 令和 2 年 9 月 1 0 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 9 月 1 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博
2 番	三	條	幸 夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史 隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕 之	10 番	深	川		昇
5 番	原	本	哲 己	11 番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好 雄	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会	教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会	会 長

副 町 長	福 祉 課 長
総 合 支 所 長	福 祉 課 参 事
会 計 管 理 者	産 業 課 長
総 務 課 長	産 業 課 参 事
総 務 課 参 事	建 設 課 長
総 務 課 参 事	建 設 課 参 事
移 住 ・ 定 住 推 進 室 長	住 民 福 祉 課 長
住 民 課 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 長
生 涯 学 習 課 参 事	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 参 事

監 査 委 員 事 務 局 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和2年9月10日（木） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

（石田農業委員会会長就任あいさつ）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会教育長	渡邊 國夫
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	石田 正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	福祉課長	鈴木 章夫
総合支所長	田中 信裕	福祉課参事	阿部 雅浩
会計管理者	平田 義和	産業課長	作田 勝弥
総務課長	林 敏美	産業課参事	中村 直樹
総務課参事	松川 一正	建設課長	高島 清和
総務課参事	塚原 章裕	建設課参事	山本 純生
移住・定住推進室長	秋葉 暢康	住民福祉課長	阿部 征弘
住民課長	星加 政志	総務課主査	安念 真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木 徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山 修
生涯学習課参事	菅野 洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西 敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 篁 充清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 井上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局 長 篁 充清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局 長 藤田 勉 事務局主幹 田中 学

以上のとおり報告する。

令和2年9月10日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《令和2年6月19日～令和2年9月10日》

- 6月19日 第6回議会広報常任委員会
- 7月13日 第7回議会広報常任委員会
- 17日 第4回議員協議会
- オホーツク圏活性化期成会総務文教厚生専門委員会（北見市）
- 21日 産業建設文教常任委員会所管事務調査
- 22日 総務厚生常任委員会所管事務調査
- 27日 第8回議会広報常任委員会
- 8月 6日 第9回総務厚生常任委員会
- 第9回議会広報常任委員会
- 11日 オホーツク圏活性化期成会要望会（北見市）
- 19日 第10回議会広報常任委員会
- 21日～22日 網走郡下町議会議長・副議長会議（津別町）
- 26日 第1回議会広報モニター連絡会議
- 27日 第10回総務厚生・第9回産業建設文教合同常任委員会
- 31日 第11回総務厚生・第10回産業建設文教合同常任委員会
- 第11回総務厚生常任委員会
- 第10回産業建設文教常任委員会
- 9月 4日 第7回議会運営委員会
- 10日 令和2年第3回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会 開会宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 2 年第 3 回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いで結構です。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において 3 番、上地史隆議員及び 4 番、田中裕之議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 おはようございます。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、9 月 4 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議いたしました。

本定例会では、一般質問者が 3 人、町長から提示されております案件が 28 件であります。その内訳は一般議案が 20 件、決算認定が 8 件であります。その他、議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 9 月 10 日に開催し、9 月 11 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 9 月 11 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 11 日ま

での2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたします。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議長 これで諸般の報告を終わります。

◎農業委員会会長就任挨拶

◇議長 次に、石田正俊農業委員会会長より、就任挨拶の申し出がありますのでこれを許します。

石田正俊農業委員会会長。

◇農業委員会会長 ただ今、議長からお許しをいただきましたので、一言、就任のご挨拶をさせていただきます。

農業委員改選後の7月20日、初の総会において、委員の皆様のご推挙を賜り、第5期大空町農業委員会会長に就任いたしました、女満別湖南、石田正俊でございます。

この度ご勇退されました山神前会長の後任として、職責を担うこととなり、改めて責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

農業を取り巻く環境は、全国はもとより本町においても、農業従事者の高齢化や後継者不足、関税自由化の外圧など、依然として厳しい状況にさらされております。また、世界的コロナ禍による農業に及ぼす影響も見通せない状況であります。本町の基幹産業である農業の将来が明るく、農業者やその担い手が夢や希望の持てるものとなるよう関係機関、団体との連携を図り、かけがえのない優良な農地が次世代に受け継がれるよう取り組んでまいり所存です。

何分にも若輩の身でございますが、新たに選任された委員一同並びに事務局とともに、本町農業の健全な発展に努力させていただきますので、議員の皆様には今後とも農業委員会の活動にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◇議 長 これで就任挨拶を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和2年第3回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

6月30日、網走川ほか減災対策協議会が網走市において開催されました。網走開発建設部ほか網走川流域の4市町が意見交換を行なったところでございます。私からは網走信用金庫との防災協定の内容、さらに河川防災ステーションの整備計画等について説明をいたしたところでございます。

7月1日は、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開催されました。中央要請のあり方について協議し、この時点では、8月3日から5日にかけて、役員において実施する方向で決定したところでございます。

7月3日、東藻琴地区殉公者慰霊祭を実施いたしました。コロナの影響に鑑み、中止も検討いたしましたが、今年度は遺族会役員の皆さん方の出席をいただきました。5名の出席をいただき、規模を縮小して実施いたしたところでございます。

7月13日から16日にかけて、航空会社等を訪問してまいりました。千歳市、大阪府、兵庫県、愛知県、東京都におきまして、北海道エアポート、ピーチアビエーション、ジェイエア、フジドリームエアラインズ、日本航空、全日本空輸、AIRDO各会社を訪問し、コロナの影響でありますとか、今後の運航方針などについて、意見交換をしたところでございます。

この間、7月15日には、北海道町村会中央要請といたしまして、東京におきまして要請活動を行なっております。北海道町村会の理事として、また、農林水産委員会に配置をされたところでございます。委員長であります工藤上ノ国町長と共に農林水産省幹部に要請活動を行なっております。

7月17日、オホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会が北見市で開催され出席いたしました。この委員会の項目の中には、空港に係る項目があり、今回、7空港の民間委託でありますとか、コロナの影響に伴い、全面的に要請内容を改定することといたしたところでございます。

7月20日は、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開催されました。総務文教厚生委員会、農林水産委員会、建設経済委員会の各要望項目の内容について承認いたしました。また、8月3日から5日にかけて予定をしておりました中央要請活動は郵送に変更し、管内選出の代議士等が来管した折に改めて要請の機会を設定することで合意をいたしたところでございます。

7月30日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を美幌町の平野町長においでをいただき開催いたしました。令和元年度の決算について認定をいたしました。併せて令和2年度の補正予算、また、今後の施設の維持補修計画について説明をし、了解を得たところでございます。

同日、青少年問題協議会を開催いたしました。子どもたちを取り巻く環境について、警察署のほか関係機関、団体から報告をいただきました。ネット環境の適正化や将来における危険箇所等の改善について、委員から要望が出されたところでございます。

同日、地域包括支援センター運営協議会を開催しております。早いもので第7期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の最終年を迎え、来年度からの第8期計画の策定を進めなければならない時期となりました。その手順などについてお諮りをしたところでございます。

7月31日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議第9回目の開催を行いました。町内におきます会議のあり方でありますとか、施設の利用、その中での感染防止対策の徹底と統一を改めて確認いたしました。このほか各種支援策の取り組み状況の報告などを行なったところでございます。

8月8日は、民間委託7空港に係る北海道エアポート株式会社・関係自治体緊急ミーティングがリモートで開催されました。鈴木北海道知事、北海道エアポート蒲生社長、その他7空港所在自治体における意見交換が行なわれたところでございます。私からは、北海道エアポートの事業計画の見直しでありますとか、新千歳、羽田以外の空港をハブ化した新しい国内のネットワークが必要だと発言をさせていただきました。

8月11日は、オホーツク圏活性化期成会要望会が北見市で開催されました。先に郵送しておりました要請内容について、地元選出の武部代議士が来管されたため、期成会として各省庁に要望していたものについて、改めて代議士に対しても要請を行なったところであります。

同日、同じ会場におきまして、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会要望会にも参加いたしました。やはり武部代議士が来管されたということで、この機会を捉えて要請活動をさせていただきました。特に端野高野間の整備促進などを要請したところでございます。

8月13日は、女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を実施いたしました。東藻琴地区と同様に遺族会役員10名の方々の出席をいただき、規模を縮小、簡略化した中での実施となりました。

8月26日は、給排水事業経営審議会を開催いたしました。各会計の決算状況を説明いたしますとともに、水道事業料金の統一の必要性等について協議をいただいたところでございます。

2ページ目に移りまして8月27日でございます。オホーツク町村会の役員会、併せて臨時総会が網走市において開催されました。川根佐呂間町長がご勇退をされますことから役員改選を行なったところであります。併せて久しぶりに管内の町村長が顔を合わせたということもありまして、当面の課題等について意見交換を行なったところでございます。

8月28日は、オホーツク地域づくり連携会議北網ブロックが網走市において開催されました。新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域振興についての意見交換となりました。私からは、テレワークの在り方、また、空路の新しいネットワークのあり方などについて発言したところでございます。

9月1日は、北海道町村会農林水産常任委員会が札幌市で開催され、出席

いたしました。10月に予定しております政策懇談会の議題の内容などについて協議をいたしたところでございます。

以上、行政報告をさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3番。皆様、改めておはようございます。

9月に入りましたが、いまだに新型コロナウイルスについては収束の出口が見えておりません。大空町においても感染対策が難しいことから、毎年開催されていた両地区の神社の秋祭りが残念ながら中止となりました。地域住民の方も大変寂しく感じているのではないかと思います。一刻も早く新型コロナウイルスが収束し、以前のように活気のある行事やイベントが開催されるようになることを心より願いたいと思います。

それでは、通告に従い質問に移らせていただきますが、ほかの方の質問と重なるところがありましたらご容赦いただきたいと思います。

それでは、まず一つ目の質問ですが、防災訓練について質問をさせていただきます。

近年、想定を超える豪雨や台風は日本各地で常態化してきております。氾濫危険水位を超えた河川数は、ここ5年間で5倍に増えたそうです。河川整備だけで水害を防ぐことは難しくなってきております。国土交通省は、ダムや堤防重視から、既存のため池や水田の貯水機能の活用、危険地域の開発規制、避難体制強化などを組み合わせる流域治水へと舵を切る方針を示しました。そのことから災害を防ぐのは大変難しく、いつ、いかなるときに発生するか分かりません。

記憶に新しいものでは、九州を中心に深刻な被害をもたらした豪雨被害だと思います。この災害は局所的に大雨を降らす線状降水帯が夜に発生し、想定を超す雨量が川を瞬時に氾濫させ、逃げ遅れた多くの住民の方が巻き込まれました。このことから災害時に取るべき行動を時系列的に整理したタイムラインの作成や避難訓練といった事前の備えはもちろん、空振りをいわず避難することへの重要性が浮き彫りとなりました。取り分け災害弱者については、早目に安全確保の行動を起こすことが何より大切だとの認識を自治体、住民が共有する必要があると指摘もしております。

日頃より、防災訓練など非常時に備えた取り組みをする必要があると思いますが、現在まで我が町において、どのような取り組みをされてきたのか、町長より伺いしたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、大空八景についてです。観光協会が中心となり、全国に誇れる風景を選定していただきました。八景の一つは女満別空港の近くにあ

るひまわり畑。タイミングが合えば飛行機と一緒に写真に納めることができる絶景スポットです。二つ目は住吉高台からの眺望で、高台から見下ろす風景は、雄大さを実感できるとともに澄み切った青空と緑や黄金色のパッチワークのような田園風景を満喫でき、晴れた日には知床連山などが見える隠れた絶景スポットです。三つ目は網走湖女満別湖畔です。北海道景観100選にも選ばれ、特に夕暮れ時には息をのむほどの美しさです。四つ目はメルヘンの丘です。小高い丘に立つシンボルの7本のカラマツと季節ごとに表情を変える緩やかな丘陵地に連なる畑が美しい田園風景を描きます。五つ目は朝日ヶ丘公園です。女満別の町並みから網走湖、斜里岳、知床連山まで360度のパノラマを一望できる絶景スポットです。特に夏から秋に咲くひまわり畑の眺めは爽快です。世界の巨匠、故・黒澤明監督の映画「夢」のロケ地に選ばれたことでも知られております。六つ目はひがしもこと乳酪館です。敷地内には牛のモニュメントがあり、牧歌的な雰囲気漂う癒しの風景が広がっております。七つ目はひがしもこと芝桜公園です。毎年5月中旬から6月上旬にかけて、華麗なピンクの花が丘陵地一面を鮮やかに染め上げます。最後の八つ目は藻琴山登山口からの眺望です。畑と草地が折り重なるように広がっており、爽やかな風が吹き抜ける登山口からの眺望は、大地の雄大さを実感できます。

このようにどれも素晴らしい景色ですが、魅力を上手く伝えることができていないように感じております。大空町を知ってもらうためにも、更なる情報発信が必要と感じますが、このことについてどのようにお考えか、町長より伺いたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げます。

1点目でございます。

近年の災害でございますが、記録的な集中豪雨が発生するなど、極地化、激甚化の傾向にございます。本町におきましても、台風の上陸や急速に発達する低気圧により、河川の増水や暴風雪による被害が発生しております。災害が予測される場合は、気象台など関係機関の協力を得て情報収集を行ない、警戒態勢を整えるなど、事前の準備対応にあたっております。しかしながら、地震など予測が難しい災害時は困難を極める場合がございます。

住民周知といたしまして、平成25年10月からメールによる情報発信を行なっております。登録件数は1,280件、伝達手段の一つとして運用をさせていただいております。2018年3月には災害への対応や避難所、洪水浸水想定区域などを表記いたしました防災マップを作成し、町民の方々にお配りをし、啓発に努めているところでございます。

また、自主防災組織が町の中に3団体組織されてございます。防災資機材の使用法、災害への備え、応急処置の方法を学ぶなど活動して下さっております。

さらに民間団体の方々と災害発生時に物資の供給でありますとか応急対応などの協力をいただく災害協定を結んでおります。北海道が包括するものを除き、町として17団体と締結をし、支援をいただくこととしてございます。

このほか、防災訓練なども行なっておりますが、この具体的な実施内容につきましては、後ほど担当者から説明させていただきたいと思っております。

次に、大空八景についてでございます。大空八景は平成30年、オホーツク大空町観光協会が中心となりまして、観光スポット八箇所を選定していただきましたものでございます。大空町の誇る景観、観光の資源として、知名度向上のために取り組んでおります。

29年に策定をいたしました観光振興計画におきまして、観光資源を積極的に発信する事を重点目標として位置付けているところでございます。八景の具体的な場所と選定理由などにつきましては、後ほど担当者から説明をさせていただきたいと思っております。

現状でございますが、八箇所それぞれの地点に標柱を設置してございます。また、PRといたしまして案内看板を両道の駅に設置をしております。また、町や観光協会のホームページでも見られるようになってございます。このホームページには、カーナビで利用できるマップコードも記載しております。また、観光パンフレットにも当然のことながら掲載をさせていただいておりますし、雑誌などの掲載も行わせていただいております。平成31年には、PR動画「この空のヒミツ」というものを作成してPRに努めました。また、昨年7月から9月までは、魅力発信フォトコンテストの開催をしたところでもございます。本年8月だったでしょうか、テレビの番組などでもPRをいただいたところでございます。そんな中で、大空八景の素晴らしさを発信しているところでございます。

今後も引き続き、知名度、認知度のアップを図ってまいりたいと考えているところでございます。

私からの1回目のご答弁は以上とさせていただきます。

◇議 長 林総務課長。

◇総務課長 防災訓練の内容につきまして、ご説明申し上げます。

防災訓練は毎年度、女満別、東藻琴地区で交互に開催しております。大規模地震による家屋の倒壊や火災の発生などを想定し、情報伝達、対策本部設置のほか、地域住民が実際に避難する訓練、さらには赤十字奉仕団の協力により、炊き出し訓練などを行なっております。関係機関との連携が重要視され、自治会、消防団、自衛隊、警察、気象台、福祉団体などにご参加をいただき実施をしております。このほか、応急処置や消火器取り扱いの実技講習、ガス爆発の実演、災害支援車両の見学、防災グッズの紹介など、体験訓練、展示を行なっております。

防災訓練ではございませんが、自治会連合会や女性団体に対しまして、防災に関する研修会を開催し、災害発生時の対応や平常時の備えなど、防災意識を高める取り組みも行なっております。

防災訓練などの内容につきましては以上でございます。

◇議 長 作田産業課長。

◇産業課長 私からは八景の場所と選定の経過等について、ご説明いたします。

大空八景につきましては、平成30年にオホーツク大空町観光協会が中心となりまして八箇所を選定しているところでございます。選定に係る経過といたしましては、もともと合併前に女満別八景が選定されておりましたが、今後の取り扱いについてどうするものなのか、町民の方からのご指摘などもあり、平成29年、大空町観光協会におきまして、大空町観光振興事業として取り組んでいただいたところでございます。その中で、町外の外部からの視点も参考にしたいという観点から、東京農大フォトサークルにその候補地の写真撮影について依頼をし、景観、観光スポットについて、各候補地の提出をいただいております。その提出内容を参考といたしまして、現地確認や協議を重ね、観光協会や町民の方、町の担当課等による大空八景選定会議を開催いたしまして八箇所を選定したところでございます。

八景の地点につきましては、ひまわり畑からの飛行機につきましては、女満別空港滑走路の北側に位置するひまわり畑であります。離着陸する飛行機とひまわりと一緒に見られるスポットとして絶好の景観であることから選ばれております。次に住吉高台からの眺望につきましては、道道住吉女満別停車場線を住吉地区西側に進んだ高台にございますが、その高台から見下ろす風景は、雄大さを実感できるとともに、澄み切った青空と緑や黄金色のパッチワークのような田園風景、遠くには知床連山などが見られ、素晴らしい景色として選ばれております。次に網走湖女満別湖畔であります。網走国定公園女満別湖畔にあり、北海道景観100選にも選ばれた最高のロケーションで、夕暮れ時など特に息をのむほどの美しさとなっております。国の天然記念物、女満別湿生植物群落にもなっており、ミズバショウを初め数十種類の植物が見られる地点にもなっていることから選ばれております。メルヘンの丘につきましては、小高い丘に立つシンボルの7本のカラマツと季節ごとに表情を変える緩やかな丘陵地に連なる畑で美しい田園風景を描いていることから選定されております。朝日ヶ丘公園につきましては、女満別空港、網走湖、知床連山、藻琴山まで360度のパノラマを一望できる絶景スポットとなっております。また、夏から秋に咲くひまわり畑の眺めもあり、素晴らしい景観として選ばれております。ひがしもこと乳酪館につきましては、敷地内に牛のオブジェがあり牧歌的な雰囲気が漂う癒しの風景が広がり、近くには涼しげな水路やパークゴルフ場もあること、また、乳酪館内では大自然が育んだ100%の生乳で手づくりしたチーズの製造、販売のほか、バターづくり体験を楽しむことができることから選定されております。ひがしもこと芝桜公園につきましては、シバザクラの名所として毎年春に可憐なピンク色の花が満開となり、日本でも有数の約10ヘクタールの丘陵一面を鮮やかに染め上げ、澄み切った青空とピンクの絨毯を敷き詰めたような風景であることから選定されております。最後に藻琴山登山口からの眺望につきましては、

藻琴山山麓に畑と草地が折り重なるように広がり、遠くはオホーツク海まで見渡せるこの地点からの眺望は、大地の雄大さを実感できます。時期によっては、牧草ロールが至るところに点在し、オブジェのような風景となることにより選定しております。

以上、選定の経過等のご説明とさせていただきます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。改めて質問をさせていただきたいと思います。

町長より取り組みについてお聞かせいただきました。天気などについては気象台などから情報提供も受けていると。また、防災の緊急メールの登録件数も1,280件ということもお聞きをしました。また、地域住民が防災意識を持っていたけるように防災マップの作成など、できうる限りのことはされているのだと。あと自主防災組織の組織化のことについてもお聞きもしましたし、あとは民間団体との災害協定、17団体ということもお聞かせいただきました。また、課長からは訓練の内容についてもお聞かせをいただきました。私、議員としても参加をさせていただきましたが、女満別、東藻琴交互に行なっていると。日赤奉仕団や自衛隊の炊き出しなど、各種様々な団体と協力しながら行なっていると。このような取り組みについてもお聞かせいただきました。

その中で、改めて質問したいと思います。実際、先にも触れましたが、熊本県豪雨災害の時に避難所の設置に大変苦慮された。新聞や報道などでも取り上げられておりました。コロナ禍ということもあり、感染対策に応じた避難所を開設しなければいけないと。そういうことで、大変苦慮されたということが出ておりましたが、そのようなことが近隣の美幌町、8月19日に感染対策に基づいた避難所開設訓練を行なっております。スペースを確保するということで収容人数を減らさなきゃいけないということで、3カ所に避難所を設置された。東陽、旭小学校、しゃきっとプラザにおいて行なったのですが、感染対策ということで職員の方が予防衣、ゴーグル、マスクなどを着用し、受け入れの際に体調確認、検温などを行うと。その際に感染が疑われる方がいた場合には患者室を設置し、そこに隔離をすると。また、一般の受け入れスペースにおいても段ボールベッドを設置し、スペース4平方メートルぐらいを確保するというふうな内容で、また、換気についても工場の換気扇などを使用したそうです。そのような訓練が私たちの町においても必要ではないかと。

また、それだけではなくて、9月6日で胆振東部地震、大規模停電が発生し、2年間が経過します。その際、私たちの町も停電に見舞われましたが、幸いだったのが冬期でなくて良かった。どうしても北海道でありますから、氷点下の寒さの中、命にかかわる事例も出てきます。そのようなことから、冬期の訓練も想定して行なっていかなければいけないのではないかと。このことについて改めてお聞かせをさせていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど担当者から今までの防災訓練の状況というものについて、説明させていただきました。

今年度の防災訓練でありますけれども、議員からご指摘があったように、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたものとしていかなければならないと考えてございまして、今年度の防災訓練の概要を練っておりますが、今年につきましては、住民の方々を対象とした避難訓練ではなく、職員によります避難所の設営訓練というところに視点を持って取り組みたいと考えてございます。現在、10月下旬の実施を予定しておりますけれども、指導いただく機関との調整中ではございまして、具体的な日時までは決まっていない状況でありますけれども、三密の回避でありますとか、人の動線をどうするか、さらに全体レイアウトを確認するなど、資機材の設置手順などを職員として共有してまいりたいと考えています。感染症を意識した避難所のあり方ということを実際に確認する機会として実施をしたいと考えているところでございます。

また、胆振東部地震の教訓をもとに議会からもご指摘がありました。そんな中で、役場庁舎における非常用電源の確保などについては進めてまいったところでございます。ただ、他の自治体では厳冬期の停電を想定した訓練なども実施されているようでございます。私どもの町でも暴風雪により国道が閉鎖をされて、多くの方を役場庁舎を避難所として受け入れた、また道の駅で受け入れたという経験もございます。そういった中における電源や暖房の確保など、寒冷地としての対応についても今後継続して取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

また、昨今言われておりますのは、避難にあたって過密状態を避けるために、避難所ばかりではなく親族や友人の家などに分散避難をするということもお願いをしているようでございます。そういったことも町民の皆さんにPRしながら、どういう避難体制を整えておくかということ想定しておかなければならないと考えます。

さまざまな事象を想定しながら、対応策を実践的に明らかにできるような、そんな避難訓練を今年度は実施してまいりたいと考えているところでございます。また、ご指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長より10月下旬頃、そのような対策に基づいた訓練なども考えていきたいということもお聞かせをいただきました。また、厳冬期についても今まで非常用電源の確保など、様々な施策なども取り組んでいただいたと。これは評価したいと思います。

その中で改めて質問をしたいと思いますが、先に言ったように収容スペースを確保するということは、親族や身内とかの家に避難してもらうということも一つであります。実際に収容スペースを確保するために、人数が思っ

たより収容できない可能性がある。やはり避難所を一回、収容人数を含めて再点検する必要があるのではないかと。

また、訓練においても、備品などもしっかりと整備しなければいけないと。現段階ではありますが、9月7日の新聞の記事で4品目、マスク、消毒液、段ボールベッド、間仕切りが充足している自治体が11市町村あると出ておりました。充足していない自治体が57自治体と。新聞の記事ではありますが、そのように出ておりました。私たちの町、大空町も入っておりました。いついかなる時、災害というのは発生するか分かりません。そのようなこともありますから、早期に想定内を確保する必要があるのではないかと思います。

また、地域住民についても関心を持っていただく為に、コロナが少し落ち着き次第、やはり避難所など数か所設置する場合、職員だけでは限界があると思います。やはり各種関係機関とも連携をしながら、何かしらの形で避難所ゲームでもいいですし、紙面、机上でやるのでもいいですし、そういうふうに想定をして、訓練をしていく必要があるのではないかと。そのことについてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 従来の考え方をもう一度見直さなければならぬと考えてございます。議員ご指摘の避難所の収容スペース、そういったものもございまして。さらに新聞でありましたように、コロナ禍の中で4品目の必要数、実際には私どものところは充足されていないと。当然、今時点で今年購入を予定していたものもありますので、まだそれが納品になっていないというようなこともありますけれども、1番はどういった数量を備蓄をしたり確保したりするのかというところが正直決まっていなくてというところが充足できていないというところに繋がっているというふうに思っております。私どもの町の町民は約7,000人でございますけれども、7,000人を収容するスペースが必要なのか。そうではないのだと思いますけれども、じゃあ何人分の収容スペースがあればいいのか。さらには4品目におきましても、仕切りでありますとか段ボールベッド、マスク、消毒液、一体何人分を何日間分想定するのか。それが決まっているところは、それに対して目標として備えるということができているというところの市町村なのだろうと、そのように記事を読んでいて感じました。ただ、私どものところ、まだその数量の把握というところが十分にできていないが故に満たされていないという言い方にもなってしまったかなと思っておりますので、今後、先ほど言ったいろんな避難の在り方、さらに期間だとか、例えばマスクなどについては、今はご自宅で皆さん複数お持ちでありますので、本当に町として備え付けなければならないのは幾つなのか、そういったことも想定しながら、その備蓄にあたる、収容にあたる数量計画というものを今後検討していかなければならない。そのところを進めてまいりたいと思っております。

また、町民の方々でありますけれども、従来は避難所を設定してPRをし

ても、そこに避難される方はほんの数人という時代もございました。ただ、昨今は被害が非常に大きくなっている。さらには気象台、国、町などいろんな機関からも、ご自身の身をしっかりと守っていただきたいというPRも兼ねて十分行き届いていることから考えますと、従来よりも避難される方々というのは多くなっているように考えてございます。そういった方々を受け入れるために、私どもの職員だけでは十分ではないと考えてございます。災害時においては消防団の皆さんでありますとか、場合によっては自衛隊の方々、いろいろな方々のお力添えもいただく訳でありますけれども、昨年12月に北海道地域防災マスターの認定研修会が大空町で開かれました。これも議員のご提案から私どもの町でということで取り組ませていただきましたが、その中で21人の地域防災マスターが登録をされております。そういった方々は災害時において、地域内の安否確認でありますとか、避難の声掛け、負傷者の応急救護、またいろんな意味で避難所の運営についても重要な人材になるものと認識をいたしております。町民の方々の生命を守るうえで、そういった方々のご協力もいただきながら、また、そういった方々に防災訓練に参加をいただくということも想定をしながら、体制を整えてまいりたいと考えてございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長より防災への取り組みの考えなどをお聞かせいただきました。各種団体とも協力し、これからはしっかりと地域住民の生命と財産を守るために取り組んでいただきたいと思います。防災訓練については、これで質問を終了したいと思います。

続いて、大空八景について再質問をさせていただきたいと思います。

情報発信についても、観光振興計画で、そのようにしていくということもお聞きしましたし、あと八箇所については標柱を設置し、両道の駅には看板を設置していると。課長からは、女満別時代の八景をどうするかという中で、住民または観光協会の方のご協力もあり選定に至ったという経緯もお聞かせをいただきました。

その中で、改めて質問をしたいと思いますが、昨年パナソニックと共催でフォトコンテストを行なったということもお聞きをしましたが、その際に、すごく綺麗な写真が沢山応募で寄せられて、私自身も地元に関心を持って素晴らしい景色があるのだなと改めて認識した次第であります。その中で少し残念に思ったのが、さっき言った八箇所標柱があると。ただ場所によっては標柱だけという印象も実際巡る中であったんですね。やっぱり他の自治体みたいに、しっかりと撮影スポット、立ち位置、または目印くらいは予算をかけてなくてもできるのではないかと。改めて環境整備が必要なのではないかと。たかがかもしれませんが、実際に一般の方が来られて綺麗な写真を撮すと。そうしたら拡散してくれると。それが何も変哲のないところが一大の観光地になった例もありますので、やはりそういうところに配慮が必要なのではないかなと思います。

また、先の答弁でいただきましたが、町長が言われたようにテレビのほうで報道していただいたと。8月14日、ヒルナンデスという番組なのですが、私も録画して2度、3度見させていただきました。大変面白い内容だったなと。その中で八景の女満別空港のひまわり畑が紹介されておりました。その後、私もどれぐらい来られているのだろうと実際見に行くと、コロナ禍という中でも多数の方が自家用車で来られておりました。そこで思ったのは、限られた駐車スペース、道路の幅も余りないので出入りの際に接触するのではないかなという危険な事例も見受けられました。正直な話。あそこにはヤードもありますので、町内の住民の方が資源物を置きに行ったりします。そのような安全対策の配慮なども検討していかなければいけないと思います。そのことについて併せて、どのようにお考えかお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに大空八景、標柱を設置いたしましたけども、行けるようにいろんな手筈は整えてはありますけれども、そこで終わっているのが現状かと思っています。ご指摘のように道路用地などに標柱を立てさせていただいておりますので、そういった場合には、このあたりから写真を撮ろうと思った時には必然的に路上駐車というようなことにもなってしまいます。そういったことから考えますと、1台や2台であればなんとかなるのかもしれませんが、安全面では十分とは言えない状況があるかと思っています。

また、ご指摘のありましたひまわりと飛行機を一緒に撮りたいということで、テレビ番組に出た後に職員からも聞きましたが、それまでもシーズンでしたので、結構な方々が来てくださっておいりましたけれども、やはりテレビの効果というのは絶大であり、その放映後、さらに人が増えたと聞いてございます。確かにあそこにはリサイクルセンターがありまして、駐車スポットにもなり得るのかもしれないですけれども、リサイクルセンターはリサイクルセンターで運用をしておりますので、そちら側の業務における影響というものも出かねない状況になろうかと思っています。

ほかの地域におきましても、今まで、それ程大勢の方が来ていなかったところ、私の知るといいましょうか、最近テレビで見た中では、美瑛町の青い池だとか、近くでは清里の神の子池だとか、斜里町の天まで続く道だったでしょうか。本当に何も無いと言ったら失礼ですけども、今まではそれほど多くの方が来るわけではないので、そんな駐車場も、それから散策路も撮影スポットも十分に確保できていなかったものが、いろんな方が来られることによって、整備をしなければならなくなってきたというような事例があるようでございます。

そういった大変さを受けて、私どもは八景に取り組んでいかなければならないところがありますので、その訪問者の方々の数だとか現地の状況、そういったものをもう少しつぶさに調べさせていただくと同時に、先進地ではどのような取り組みをされてきたのか、どんな所に配慮しなければならないか

ということですのでね、お教えいただきながら取り組んでみたいと考えるところでございます。

今シーズンも冬の時季に入ってます。いろんな時季がありますので、そういった中で状況を報告させていただきながら、それぞれの場所のそれぞれの対応というものを考えていきたいと思っております。また、ご指導いただければと思っております。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。町長よりいろいろな取り組み、対応策についても今後再点検、いろいろとシーズンも今回終わったものですから、これからについても考えていきたいということもお聞かせをいただきました。それはしっかりと行なっていただきたいと思っております。

そのことについては終わりますが、情報発信について改めて質問をしたいと思っております。

実際に動画やホームページなど、いろいろな媒体を通じて、情報発信をされていると。それは確かに大事なことだなと。取り組まれているんだなと思っておりますが、その中で大空八景とインターネットで検索をしてみたら、ほかの町の景色が出てしまうと。余りまだ地名度が上がってきてないのかなと。画像とかに対してもですけど。動画自体も確認をさせていただくと、前任の地域おこし協力隊の方が丁寧にルート案内または季節によって、景色がさまざまなものを見せるというものも作られていたもので、そちらも閲覧させていただきましたが、私が見た時点では100数十件くらいしかない。大変少なかった。大変残念だなと。せっかく良い物を作っていたのに。また、観光協会のフェイスブックとかですね、私もフォロアーですが大体20、30から50と大変少ないなと。もう少し件数を増やしていかなければいけないのではないかなと。他の自治体に比べて圧倒的に情報発信が残念ながら遅れているのではないかと。

このようなものを再度確認し、やはり件数を伸ばすということは関心を持ってもらう。ユーチューバーの方がよくテレビとかで言われているのは、動画を定期的に更新していくと。下手すれば何年も経ったり、何か月も置いておいたら誰も見なくなってしまうし、忘れてしまうと。やはりこれからはそういう配慮も必要なのではないかと思っております。そのことについてはしっかり予算をつけてやらないと取り返しのつかないことになってしまうのではないかと。

この情報発信というものは全てのものに繋がると思っております。綺麗な景色があるところに住みたい。または実際にその綺麗な景色を守るためにクラウドファンディングとか、ふるさと納税に繋がるかもしれない。いろいろなものへ繋がってくると思っております。これからしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますが、このことについて何かお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

◇議 長 山下町長

◇町 長 いろいろなPRを行なっておりますけれども、まだまだこれで良いという域には達していないと考えております。各種のSNSございます。町もそういったものを情報発信の手段としていろいろ活用していかなければならないと言っている中において、特に観光情報などはそういった最たるものだろうというふうに思いますが、今後、紙ベースばかりではなくて、全国に展開させるということで考えますと、ネット上でのアピールというものは欠かせないものだと思っておりますので、そういうところについて重点を置いて取り組んでまいりたいと思っております。

ただ、もう一点、忘れてはならないと思っておりますのは、SNSでご覧をいただいて、いいところだなと、そして知名度アップに繋がったりということで、いいところだと。本当は最後の目的は、じゃあそこに行ってみたいなとか、住んでみたいなというところまで行かせる、その手段としてのSNSなんだろうなと。先ほど観光振興計画で目的として知名度アップというところがありましたけども、それは第1段階であって、最終的には来ていただくとか、そういうところにまで高みとして持っていかなければならないと考えております。

そんなこともありますので、先ほど言ったSNSでの情報発信はもちろんですが、そこと上手に組み合わせて、その場所を訪れてもらうようなスタンプラリー、紙にスタンプを押すということばかりではなくて、そこに来て撮影してネットで上げてもらうとか、そういうような仕組みも何かできそうな様な話を職員からも聞いております。そういう中で、そのネット社会の活用と併せて、その場所に来ていただきながら、そして、それをフォローアップしてもらうというような取り組みなどもできないものかなと考えるところであります。

先ほど言いましたように、芝桜公園などは一番いい時期というのは5月から6月の初旬までということで年間の内の極わずか、空港のひまわり畑にしてもほんの一時期であります。そういったことを考えますと、ある一定程度の期間を取って、そういうようなネットと、さらにその場所を訪れていただいてスタンプラリーに繋がるような取り組みというものを考えてみたいものだのと、そんなことを観光協会の方々などとも相談をさせていただきながら取り組むことによって、訪れてももらう、だけどそしてそこから私たちが発信するばかりではなく、訪れた方々に発信をしてもらうような、そんな仕組みというものを考えてみたいと思っておりますのでございます。そういった制度といいましょうか仕組みについて、今後十分検討させていただきながら、取り組んでみたいと思います。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。町長が言われたように周知をしていくということをしてもらうということは入口だと。最終目的というのは来ていただくという

のが目的だろうなど。スタンプラリーとか面白い取り組みなども、しっかりと協議しているみたいですし、観光協会の方と協議をしながら、しっかりとしたものを今後も築いていただきたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

◇町長 まだまだ計画段階のものもございます。今後もいろんな視点からご指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時07分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に2番、三條幸夫議員の一般質問を許します。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。令和2年第3回定例町議会において、通告により一般質問させていただきます。

最初に道路・林道について伺います。

住民の皆さんの生活に直結している町道、林道における維持管理の現況と課題について伺います。

2点目、国、北海道、森林管理局等が管理する道路の補修や環境美化に対する町の関わり方についてお知らせください。

2項目目、行政情報の在り方について伺います。

大空町自治基本条例では、行政は審議会等開催時の会議録を作成し、閲覧に供するとされていますが、どのような方法を講じているのかお知らせください。行政運営に公平かつ広く町民の意見が反映されるよう、審議会、会議等は当然開催されていると思いますが、町長、教育長にお尋ねし、これで1回目の質問とさせていただきます。

◇議長 長 山下町長

◇町長 三條議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

町道の維持管理につきましては、平成31年度から町直営方式により維持管理を行っております。私からも雑草の除去でありますとか排水路の土砂上げ、舗装の修繕、工作物の補修等、見る度に、思い付く度に担当課に注文は付けておりますけれども現状は見てのとおりであります。具体的な町道、林道の維持管理の状況などについては、後ほど担当者からそれぞれ説明をさせたいと思います。

課題でございますが、老朽化しております橋梁でありますとか、舗装道路、防護柵や標識類などの道路施設の修繕や更新が1番でございます。交付金事業でありますとか起債事業により修繕を行っておりますけれども、十分な配当とはなっておりませず、要望を満たすことにはなっていない状況があります。また、歩道のことに関しまして、先日もふれあい意見箱により、段差解消のご要望をいただいております。ご本人からは返答不要と書かれておりましたけれども、そうはならないだろうと、町の考え方もお伝えをしなければならぬと思っておりますので、この機会に道路のご質問の関係もありましたので、この中で整理をしながら状況を説明していきたいと考えてございます。

歩行者の安全を確保するために市街地を中心に歩道の新設、さらには拡幅工事に併せて歩道整備などを行っております。私が町長になりましてから市街地を中心に何路線も行なっておりまして、そういった意味では一定の効果が上がっているのではないかと考えてございます。ただ、ふれあい意見箱にありました歩道の段差などについては、過去に整備したものの多くが、段差が大きくて歩行しづらい状況であるということの認識を私どももしているところでございます。

ただ、最近整備をしております歩道につきましては、その縁石の高さを変更いたしまして、擦り付け勾配に配慮するようになっております。どちらかといいますと従来は車中心で、車が歩道側に乗り入れる時、もしくは逆に歩道側から車道に乗り入れる時にスムーズに行けるように、車優先的なものにしてございました。ただ、そうすると歩道のところを歩いている方にとっては、勾配が急になってしまうということがありまして、最近のものはそういった段差をある程度つけて、歩行者側に優しいような整備基準になっているというところがございます。

また、幅員につきましても、車椅子がすれ違うことができるような幅員ということになっておりますので、従前から見ますと50センチから1メートル程度、広い幅員で歩道整備を行っております。ただ、従来整備してまいりました部分については、まだ十分段差の解消ができていない状況がございます。事業費も高額となりますことから、事業の選択や財源の確保など検討しながら取り組んでいかなければならないものと考えてございます。解消に向け、努力はしてまいりますけれども、町民の皆さんには当面我慢を強いることになってまいります。お詫びを申し上げたいと思いますが、努力もしてまいりたいと思います。

また、国や北海道が管理する道路の補修や環境美化に対するものについての町の関わり方でございます。職員も定期的に道路整備などについて、北海道や開発建設部と協議をする場面がございますけれども、その中でも、維持管理についても要請をしておりますし、私が担当課に指示したものなどについても、そういった折に担当から担当者に対して要請をさせていただいております。私自身も、さまざまな整備要請の折り、また会議の折りに機会あるごとに要請をしております。特に歩道の亀裂でありますとか除草作業、そういったものについて、余り言うとなんか嫌われるんじゃないかなと思うくらい言

っておりますし、私だけではなくて、隣近所の町の首長も含めて、あその路線、この路線と具体的なところを挙げながら、お願いをしているところでございます。

具体的にいいますと女満別福住線の路面整備などについては、こういったこともありまして、根本的な改良ではありませんけれども、路面の整備というところをしていただいているものと思いますが、いずれにいたしましても草刈り等などについては、やはり予算の関係もあるんでしょう、十分私どもの想いというところには至っていない状況があるかと思います。

私自身は環境美化ということはもとよりなんですけれども、維持管理をしっかりとしていく、不十分だとせっかく整備をした歩道なり道路が逆に傷んでくると。悪影響を及ぼすのではないかと、そのように考えておりまして、整備をしたものを長く大事に使っていくためには、しっかりと管理をしていくということが必要だと思って、そういう旨からもご要望をさせていただいているところでございます。

次に2点目でございます。自治基本条例におきまして行政、つまり役場は町民の意見が反映されるように審議会等を置くこととしてございます。ここでいう審議会等といいますのは、町長部局であれば町長が若しくは行政委員会であれば行政委員の方々からの依頼を受けて、町政に関する事項の調定、審査、調査、検討等を行なうもので、合議制の組織の中で一定程度の方向性をしっかりと出すというものでございます。法律や条例、規則、要綱等を根拠とするものとして設置されてございます。そんなことから、単に町民の方々の意見の把握に努めるような会議体でありますとか、職員のみを構成員としているものは、この対象から外している現状でございます。

また、条例におきまして、会議開催の日時、場所の事前公表でありますとか会議録の作成、閲覧できるようにすることを義務付けております。閲覧の方法は、要綱に規定されておりまして、担当課に据え置くとともにホームページに掲載し、翌年度の末まで閲覧ができるようにすることとしてございます。しかしながら、審議の内容が法令などで非公開とされているような場合でありますとか、個人情報等の公表が特定の者に不当に利益を与える内容が含まれているような場合、また、公開によって公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害される場合などにおいては、非公開とすることができるようにはなっております。

令和元年度の開催状況について調べてみました。町長部局にあります審議会等は30ございますが、会議の開催が25回でございました。そのうち会議録を閲覧に供すべき会議、先ほどいった個人情報などか含まれていて、そぐわないものを除けば12回ということでした。その会議録については作成されて、担当課に備え置いておりますけれども、ホームページに掲載していたものが10回分しかございませんでした。2回分についてはホームページに掲載されていないということが分かりましたので、直ちに掲載するようにと指示をしたところでございます。

自治基本条例は、町民主体の自治を実現するために制定したものでございまして、町民、行政、つまり役場や議会の役割を明記し、まちづくりへの参

画、町民の権利や責務を位置付けているものでございます。その中であって情報の共有というものは基本原則として位置付けております。今回、一部の会議録をホームページに掲載していなかったことは言語道断でありまして、町民の皆様は深くお詫びを申し上げたいと存じます。今後、改めて審議会等の会議録の作成や公開に関するルール、これらの再確認をし、徹底をさせ、適正な執行に努めてまいりたいと思っております。

さらに今年度、自治基本条例の内容の見直しに関し、自治推進委員会に対して諮問することを予定しておりました。既に会議のご案内を差し上げておりまして開催する予定でございます。今回、こういったご指摘をいただいたことも踏まえながら、情報提供のあり方などについて、自治推進委員会においてもご意見を賜りたいと考えてございます。

さらにこれは会議の話でございますけれども、審議会の会議録に限らず、行政情報の発信というのは、町民の方と役場、行政との信頼関係を培ううえで最も大切なものであると思います。それによって町民の方々がまちづくりに参画をしていただける、そういった重要な判断材料になるものだと思っておりますので、今後もそういう視点を職員共々に共有しながら、しっかりと行政情報の発信ができるように、いろいろなことについて、きちんと説明ができるように努めてまいりたいと思うところでございます。

以上ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇渡邊教育長 三條議員からの一般質問のうち、行政情報の在り方についてのご質問にお答え申し上げます。

自治基本条例においては、その基本理念のもと、情報の共有こそが町民主体の自治の基本と定められております。また、情報の公開については、大空町情報公開条例や大空町審議会等会議の公開に関する要綱に基づいた手続きにより、広く町民の皆様は行政情報を公開するとともに共有を図るものとされているところでございます。

教育委員会における令和元年度の審議会等の会議の開催状況についてでございますが、現在組織されている社会教育委員やスポーツ推進委員などの審議会、委員会が教育委員会として全体で11組織でございます。会議の回数については、年間22回開催をされております。そのうち非公表分については2回ほどございます。会議録については、全ての会議において作成しているところでございますが、大空町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づく会議開催の事前公表及び会議録のホームページへの掲載については、公開すべき20回分、全てで実施できていないことが判明いたしました。教育委員会組織全体に関わる行政運営上の大きな問題であると大変重く受けとめております。この度のことは、自治基本条例の趣旨に大きく反するとともに町民の皆様の行政に対する信頼を土台から崩すものであり、教育委員会の責任者として深くお詫びを申し上げます。

改めて自治基本条例の本旨を部下職員に理解、浸透させたうえ、緊張感を

強く持って業務にあたっていくよう指導徹底を図り、要綱に乗っ取って速やかに未掲載分の会議録を公開してまいりたいと存じます。また、今後においても会議開催の事前公表、会議終了後の会議録の掲載と閲覧について、適正な制度運用の徹底に努めてまいりたいと存じます。

以上、1 回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 私からは町道維持にかかる現況と課題、2 点目の質問でございます。国、北海道に関わることについて、答弁させていただきたいと思えます。

道路維持につきましては、職員 2 名、会計年度任用職員 8 名で行なっております。町道認定路線数は 4 8 9 路線、延長 6 2 4 キロ、橋梁数 1 3 4 橋、舗装延長 3 0 7 キロメートルで 4 9 % の舗装整備率となっております。職員による主な維持作業といたしましては、春除雪から始まり、市街地内の路面清掃、砂利の補充に併せた路面整正、道路排水の清掃、路肩部の草刈り、冬における除排雪作業となっております。これに加えまして、工事請負費などにより、年間の維持管理を行なっているところでございます。

維持管理に関する課題といたしましては、町長からの答弁でありましたように修繕事業の財源確保や歩道補修などが課題となっております。この他には頻発する集中豪雨による雨対策、雨水枿などの管理、路面清掃などが課題となっております。集中豪雨等による雨水対策につきましては、職員による道路排水の清掃や多面的機能支払交付金の活用と工事請負費による排水の機能保全に加え、出水前の水切り作業とパトロール強化をすることなど、被災の縮減に向け、努めているところでございます。

雨水枿や縁石部の雑草につきましては、職員により対策を行なっておりますが、対策の時期などを検討し、環境美化と施設の保全に努めてまいりたいと思えます。

路面清掃につきましては、スリップ対策として散布したビリ砂利撤去のため実施しておりますが、最終工程として、散水車で路面の水洗いを行なっております。この作業につきましては、住宅の出入り口など縁石の低い区間で歩道側に洗浄水が押し出されるなど、歩道面が汚れる状況と思われます。車道面に注意が集中していることから発生する事案のため、作業方法について検討してまいりたいと思えます。

続きまして 2 点目でございますけれども、国や北海道との関わりでございます。国道は 3 9 号、3 3 4 号の 2 路線、道道は女満別空港線のほか 9 路線となっております。住民から寄せられる要望といたしましては、道路側溝の土砂あげ、路面段差や路面補修、交差点部の視距対策などのご意見をいただいております。いただきましたご意見につきましては、それぞれ管理者に伝え、協議を行なっているところでございます。

各道路管理者が持っております共通課題ですが、雑草対策と思われます。近年、特に除草などに対する対応が不十分であると感じております。町長からの答弁もありましたが、担当課として機会がある度に要望してまいりたい

と思っております。
以上です。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 林道の維持管理と一部路線の施設状況について、ご説明をさせていただきます。

林道の路線数は10路線、延長は28キロメートルです。林道は維持管理のための車両通行が目的であります。一般車両、農作業機械等の車両についても通行しています。点検は春先と大雨、台風時に実施しています。維持管理につきましては、路線にもよりますが年2回程度の路面整正と草刈り作業、必要な箇所の木々の枝の伐採、排水路の浚渫、路面への碎石の補足など行なっています。ただし、湖畔観光線、山下岬線は歩行者、自転車、漁業関係者及び施設管理者の車両以外、通行止めといたしております。維持管理につきましては通行止めといたしておりますが、他の路線と同じ管理をしていましたが、今回確認いたしましたところ管理が不十分であることを反省しております。現在、作業機械が通行できるよう木々の枝払い作業を指示し、その後、路面整正、草刈作業について行なうことで事務処理を進めております。

湖畔観光線の道路施設の状況ですが、道路の横断管が一部破損している箇所があります。本年度調査をしております湿生植物群落へ道路横断管による排水がどのように影響を与えているか結果が出るまで現状を維持することとし、破損箇所に杭を立て、テープでくくり、注意を促している状況であります。また、湖岸の浸食を受けている箇所につきましては、危険なため杭を立て、テープを張り注意をして通行するよう促している状況にあります。

説明につきましては以上でございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは、道路・林道について再質問させていただきます。

先ほど町長のほうからも答弁をいただいていますし、中村参事からも答弁いただきましたが、特に公共柵に土砂が入り込み雑草が繁茂している、そういう公共柵も見受けられます。当然、それらも逐次やっていただければいいのかなと思いますし、先ほどから答弁いただいている歩道の凹凸の差が激しい箇所も当然気付いておられるかと思いますが点在しているということと、今、中村参事から答弁がありましたけれども、林道では横断管が破損したままの林道が存在していることでございます。

先日、住民の方からお話しをいただいて、女満別湖畔観光線の現況を十数年ぶりに行って確認をしてきましたが、昔の姿は見る影もない状態、荒れているのに驚きました。現在は林道として管理されていますけれども、以前は町道として管理されていたと思いますが、いつ、どういう理由で認定路線から外されたのかお聞かせください。現在、車両は通行止めとなっていますけ

れども、林道としての機能どころか、道路の機能を維持できないような状況にあるのではないかと感じました。

山下岬に隣接する町有地が奥にございますが、町有地へのアクセス道路として、また、山下岬に設置されている碑、それから砂浜、日本一素晴らしい緑のトンネルと絶賛されていたこともあったと思います。春の雪解けから始まる水芭蕉の湿生植物群落、バートウォッチング、サイクリング、ヨット、ウインドサーフィンなど利用されていた貴重な場所でもあります。利用が少ないから整備しないのか、整備が行き届いていないから利用されないのか。これは後者だというふうに思います。やはり町道として認定し、町有地の適正管理、活用、湖、湿生植物群落と観光資源を有効に活用するためにも、山下岬の碑周辺を含めて、道路を含めてきちんと管理すべきだと思いますけれども、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長

◇町 長 公共柵の雑草などについても、大変見苦しい状態があるなと感じております。先ほど言った歩道の段差の関係でございますけれども、歩いている方、私も歩くことあるのですが、多少気になる箇所というのがあるだろうとそうように思っております。そのところについては、先ほどご答弁を申し上げたとおりで、努力をしてまいりたいとそうように思いますけれども、一度に全部解決できる状況にもございませんので、町民の方々には我慢のお願いをしたいと思っております。

歩道の整備でありますけれども、そう言われて、私が町長になりましてからどんなどころの歩道整備をしたかなと思ひながら、少し拾い出してみました。忘れていたところもありまして職員に確認もしたりしましたが、女満別でいいますと仲通り線、西仲通り線、二丁目線、三丁目線、五丁目線、それから西三条線、栄町六丁目線、それから12線のところ、運動公園に向う道路、大正橋西線、それから女満別幼稚園の北側のところ、こんなところを歩道整備してきました。そういうところは先ほど言ったように一定程度勾配も配慮した整備になっているかと思ひますけれども、それ以外のところでは、まだまだ十分ではないというところがございます。また、東藻琴では、東藻琴1号線、7号線、さらに西区の団地内道路の歩道整備、そういったものをやらせていただきました。これからも少し時間もかかるかと思ひますけれども、順次計画的にそういったものの解消に努めてまいりたいと思っております。

湖畔観光線の関係でございますけれども、その経過について、ご説明を申し上げます。平成23年度に湖畔観光線でありました道路の一部を町道から林道へと認定替えを行なっております。平成18年度に大雨、台風がございまして、洗掘され、通行できない状況が一部ございました。補修が終わるまで、通行止めとする対応をとっていたところでございますけれども、この間に町民の方から山菜採りで湖畔に入る方がいるが非常にマナーが悪いというお話でありますとか、あそこにはオジロワシが営巣してい

るよと、自然環境がいいところなんだねというようなこともあって、そういった自然の保護のために通行止めを継続していただきたいという要望がございました。そのため検討したところでございますけれども、町道でありますと道路法に基づいて管理をしなければならないということで、理由がなくという言い方は失礼ですが、そういった理由だけで通行止めをずっと続けるということとはできないというような考え方でございました。そんな中、比較的町の道路ではありますが、林道でありますと比較的、町の意向というものが反映できる、柔軟に対応することが可能だということもありまして、その部分は林道として管理していくことにしようではないかということで認定替えをしたというのが経過でございました。

その際に議会に説明した中で、林道にしたら管理していかないのかというような心配もありましたが、林道にしたことで管理しないということではないと。一部制限を行ないながら、歩行者や軽車両など、あの地域を通過できるような管理をしっかりとしていきたいと。歩行者だとか自転車、軽車両そういったもの、シーズンに応じて柔軟な対応で使えるような、そんな管理をしていきたいということを説明した経過がございました。しかし、現状は今、議員が言われたとおりの状況になってしまっております。湖畔の美しい風景を楽しんだり、自然の中を快適に散策できるというような環境にはなっておりません。大変申し訳なく思っております。

湖畔観光線というのは昭和40年から44年にかけて、陸上自衛隊の美幌駐屯地の第306地区施設隊が女満別観光開発のために、たぶん町の依頼を受けてということだったのだろーと思いますけれども、整備された道路でございまして、そういったことを標した碑が山下岬に建てられているという状況がございまして、そういった当初の趣旨に反した管理になっていたことを、この場を借りて改めてお詫びを申し上げたいと思いますし、今後、その建設されたときの目的を尊重いたしまして、湖畔観光に寄与する道路としての管理、それをしっかりと行なってまいりたいと思います。当然、通行止め、シーズンによってとか部分的にというところはあろうかと思いますが、基本的に通行止めは解除して、維持管理、改善に努めてまいりたい、改めて約束を申し上げたいと思います。ご指摘いただきましてありがとうございます。

◇議長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。湖畔観光線については、いろいろと課題もあらうと思いますけれども、ぜひ町長から今、答弁いただいたように進めていただければと思います。

2点目の北海道、国に対しての道路の維持補修の関係について、再質問させていただきたいと思います。

以前のように交差点で雪の塊が残ったままになっていて、通行の妨げになるようなことはなくなってきましたが、先ほど町長から答弁いただいたように市街地を見ていると、私も歩いてみましたが道路管理の差、道道と町道と国道の道路管理の差が歴然としているというふうに見えます。最

近は身近でいえば、国道も市街地からちょっと出たら、歩道と車道の所に草が生えたまま、道道も然り女満別福住線もちょっと市街地から外れたら草が生えたままという状況が見られるわけです。町は管理していても国、道がそういう状況であれば、町のイメージが草だらけ、入口から草が生えていて、何かみずばらしい町に見えるのではないかと危惧しているところです。

町も除雪等で一部委託を受けて実施している部分もありますし、空港線では環境整備のことで花壇の整備等も町が一体的に協力をしてやっているのが現状だと思いますが、歩道等の環境整備の部分、市街地の部分だけでも国、道のほうから委託を受けてでも、町が一括して草刈りをするとか、そういうことができないものか。難しいことではないような気もしますが、今のままだと町道をいくら綺麗にしても、周りが汚いという状況。委託を受けられれば避けられるのかなというふうに思っております。

町道は市街地を含めて、先ほど町長から歩道の整備で答弁いただきましたが、本当に整備されて良くなってきたと私も感じています。ただ、道道福住線もそうですし、東藻琴の道道の一部は、車椅子で歩道を走行できないような凸凹が既存としてあるのも事実なんです。通常の言い方だけでこの部分が解消されないのであれば、もう少し要望の度合いをきつくしていただいて、高齢者や障害者の方、車椅子の方がせめて歩道を車椅子で移動できるような形で点検をし、ぜひ要望していただきたいと思います。その辺の考え方を町長に答弁いただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 道路を通行される方は、どこからが国道で、どこが道道で、どこが町道か明確に分かる訳ではないと思うんです。ですので大空町内に入ってきて大空町内の市街、女満別の市街、東藻琴の市街と走られる時に、このところは随分草の多いところだなと、そういう見方をされるのだらうなと。そういう言い方もして、北海道や国、網走開発建設部に要請も、ちょっと嫌味になるかと思いますが、実態はそうですよと話もさせていただいております。しかし、なかなか良くなれないというのも現実です。

例えば網走川に3本の橋が架かっておりまして、12線それから19線、湖響橋と豊郷橋のところは町道でありまして、真ん中の治水橋は道道停車場線ということなんですけれども、橋には全部歩道が付いています。その歩道と車道のところの草の数を見ていただけたら分かると思いますが、治水橋だけが極端に多いということになっています。私、町長となりました時にああいうところの歩道、特に郊外部分でそういうものが、もうこんな太いアカザとかヨモギとかが繁茂していると。それが結果的に歩道を痛めて早く駄目にしてしまうということもあるので、除草剤を上手に使ってそれを殺すようにという話を最初しました。当初その話をしたときには、うちの担当は除草剤を撒いて外に流れ出たら困るから、それはできないんだと随分抵抗に遭いましたが、ただ単に無造作に全部に撒けと言っている訳ではないと。その目地になるところに上手に粒剤なり液剤なりを入れて、それを何年か繰り返

していくと生えづらくなると。結果的に歩道が長く持つはずだと随分説得をしてやってもらったことがございます。それから、毎年少しずつ定期的に続けていただいているということで、なくなっているのだろーと思います。そのことも開発や北海道に対しても、私も提言いたしましたけれども、正直なかなかやっただけません。

議員のご指摘は、例えば市街地の中だけでも町に管理委託はできないのかということでございます。これについては、除雪の折には一部そういうことで協議をしてやってみたところがありますので、できるのではないかなと思います。ただ、今までそういう形まで踏み込んで交渉したことはありませんでした。具体的にどの程度の金額になるのか、そこのところも少し協議させていただきたいなと思います。ただ、除雪の場合は雪が降ったら除雪するので、それは町の基準も北海道の基準も大した変りはないですから、積算すると町がやる部分の経費ぐらいをある程度いただけるのではないかなと思いますけれども、もともとの考え方が年に1回しか除草をやらないんだというような話なので、今、想像ですけども、請負う、いいよ、やってください。うちの予算はこれだけですからっていうふうに出される金額っていうのは、うちがこまめにする部分に対しての本当に少ない金額になるのではないかな、そんな不安もあります。ただ、交渉してみたことがありませんので、一体どんなようなものになっていくのか、ここはしっかりと協議をしてみたいというふうに思います。その結果などについてお知らせをした中で、どういう対応を取れるかということを考えていきたいなと思います。

また、歩道のところ、町道の部分もということで私先ほど申し上げましたけれども、街中にも道道や国道がありまして、その部分の段差、特に古い時代に整備していただいたところでもありますので、先ほど言った従来基準になっておろうかと思います。そんな中では、東藻琴の網走川湯線もそうですけれども、住宅地と違って非常に段差のほかに傾斜も住宅側から車道に向っての傾斜がきついというふうに言われております。そういったものについては、根本的に整備をし直していただかなければなりませんので、そういった視点から今後、要請活動もしていきたいというふうに思います。ご理解いただければと思います。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。道路関係については質問を終えたいと思います。

行政情報のあり方について再質問させていただきたいと思います。

最近、ホームページを開く機会が増えまして、開いてみると先ほどお話にありましたように、各課バラバラに会議等の行われたものについて、散見することができております。これから改善されるということなのでそれでいいのかなと思いますけれども、特に教育委員会は高校の統合など、新設に向けて、大空町にとって大きな課題を解決するために、いろんな政策協議が審議されて、議会に提案されていると思います。

やはり大きな課題の政策形成過程については、自治基本条例でもうたって

いますけども、会議の日時、場所、主席者の氏名、傍聴者の数、会議の議題、会議の検討において使用した資料、会議における発言または議事の経過の結論等を町民の皆さんにお知らせすることが必要と考えております。先ほども答弁いただきましたが、町長、教育長に再度お答えいただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今までは情報の発信といいますと広報など紙面ベースで若しくは折込みというものが多かったのですが、最近はいろいろな伝達手段があると。そんな中でホームページでありますとか、また、先ほど土地議員のPRをするような場合についてもSNSとか色々なものがあります。そういった中のいろいろなものを使ってかつ分かりやすく説明をしなければならないというのが、やはり私どもに欠けているところだなと。

私も役場の職員を離れて今の立場になりました。今の立場に立って分かるのは、役場でこうやって議員の皆さん方も含めていろんな議論をしていくんだけど、上手に町民の方々に伝わっていないなという感じが今の立場に立って改めて分かるようになりました。そういう中で町民の皆さんとの距離の広さというものをを感じるような場面もございました。懇切丁寧に上手に、どうしてこうなったのか、どういう考え方でというのをしっかりと上手に伝えることができれば8割方、その誤解というものは解けるのではないかなと、それぐらい思っていて、そういう意味でいろんな説明を加えるところをいろんな角度からからお伝えするのは大切なことだと。

そんなことを私としてもやっていかなければならないと思いながら、例えば広報広聴事業として町政懇談会などもさせていただいています。職員に対しても、横着をしないでしっかりと伝えることの大切さ、これはホームページでも広報でも同じですけども、手段の問題ではなくて、いかに相手に自分たちのやっていることをしっかりと伝えるか、そういうことが大切なのだと。そこのところが伝わっていないから、誤解の中からはいろいろなご意見が出てきてしまうこともあるよという話もしております。そういう中で、例えば地域担当職員制度もですね、ただ単に地域に行って顔を合わせるだけではなくて、自分達の仕事はこんな仕事をしているんだということを伝えてこななければならない、そんな話をさせていただいております。

また、議員の方々にも生意気ですけども、お願いをしておりますのは、委員の方々、いろいろな情報を町とのやり取りの中で承知されている部分があるかなと思います。ご自身のご判断、考え方も含めて、そういったものをさらに町民の方にお話いただければ、また、そういうところで溝が少し埋まるのではないかなと感じてございます。どんな方法で出すのかというのもありますけども、如何にしっかりとそういう意識を持って、町民の方々に発信をしていくか、そういった町側の意識とか姿勢の持ち方ではないのかなと、そういうところをもう一度徹底をしていきたいなと。ホームページで載せるから、広報に載せたからというような形だけのアリバイ作りのような情報発信ではなくて、しっかりと説明していくという意識を持った伝え方というも

のを、もう一度職員共々考えてみたいなと思ってございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 大空高校の開校も来年４月に迫ってまいりまして、町民の皆さんの関心も非常に高くなっていると私も認識しているところでございます。

教育委員会が所管しております大空高校に関連しました審議会組織としては、大空町新しい高校づくり推進委員会という組織が一つございます。本委員会は平成３０年１０月に設置されたところでありますが、委員会開催の事前公表と会議録のホームページの掲載はこれまで行なっておりませんでした。その理由といたしまして、東藻琴高校、女満別高校の発展的統合と新設校の設置に向けた準備を目的に、両高校の教職員によって専門的な協議を行なうため設けたというものでありまして、当初から実務的な協議、準備組織としての位置付けをしておりましたことから、会議の内容を公開するといった想定はしておりませんでした。

しかしながら、会議を運営していくにあたり、道立学校の職員である女満別高校の先生に会議に参画いただくには、協議組織であっても、立場や位置付けを明確にすべきであると判断いたしましたことから、委員会の設置根拠を要綱として定めることとしたところでございます。

今回改めて自治基本条例及び関連する要綱と照らし合わせまして、設置根拠を要綱等に定めている組織は、会議公開に資する審議会等に属するものとされていると理解をいたしまして、今後、そのような要綱に則った公表、ホームページへの掲載、閲覧をしなければならないならならんと再認識したところでございます。今後は要綱に則りまして速やかに公開するよう努めてまいりたいと存じます。

また、大空高校に関する情報の発信については、このような審議経過の住民の皆さんへの公開といったことも大事なことでありますけれども、それと併せて、これまでもやってきております町広報、ホームページ、SNS、ふれあいトークや町民説明会など、さまざまな機会や媒体を活用しながら、町内はもとより全国に向けて、情報発信に努めていかなければならないと思っております。

現在の状況をお伝えさせていただきたいと思いますが、現在、生徒募集のための情報発信に特に力を入れておりまして、全道の中学校への学校案内の配布や全国的なオンラインイベントに参加するなど、新設校の認知を広めるための取り組みを精力的に行なっております。全国から中学生あるいは保護者からの問い合わせなども増えておりまして、手ごたえも感じつつあるところでございます。

今後も自治基本条例の理念を踏まえまして、町民の皆様に様々な機会や媒体を通して、大空高校のタイムリーな情報提供をできるよう努めてまいります。また、認定こども園等、教育委員会が抱えている大きなプロジェクトなどもございます。それらも順次お伝えできるよう一層努力をしてまいりたい

と考えてございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。お答えありがとうございました。

平成 24 年に条例が制定されて 8 年が経過しているということで、先ほど町長の答弁でも見直しを検討されているというお話がございました。やはり課題の大小に関わらず町民に行政運営に関する情報を提供し、課題を共有することができるよう今後も是非努力をしていただければと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 山下町長

◇町 長 貴重な一般質問を通じてのご指摘ありがとうございました。今回のご指摘を旨として、自治基本条例の見直しの作業を実施する審議会で皆さん方のご意見を頂戴しながら諮ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

◇議 長 これにて、三條幸夫議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 午前 11 時 58 分)

(再開 午後 1 時 00 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、一般質問を続けます。

次に 1 番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 令和 2 年第 3 回定例会、通告に従い一般質問を始めます。

質問事項は、GIGA スクール構想についてであります。新しい教育スタイルとして注目されている GIGA スクール構想ですが、これは令和元年 12 月に文部科学省が打ち出した Society 5.0 時代を生きる子どもたちのための ICT を活用した教育スタイルであり、児童生徒向けに 1 人 1 台の端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちが自分の特性に適した創造性を育む学びを実現することが目的です。

本来、GIGA スクール構想は、令和 5 年度までの達成を計画した施策でしたが、今般のコロナ禍による学校への影響を受けて、令和 2 年度中に全国の小、中、高等学校における端末やネットワークの整備を進めていくという考え方が示されました。大空町におきましても、今定例会においてタブレット端末の導入、感染症対策、学習保障等に係る支援事業、家庭学習のための通信環境整備費補助事業が予定されております。今後は、端末導入、通信環境の整備等のハード面を活かすソフト面の充実が求められると考えられます。

一つ目の質問といたしまして、現状のＩＣＴを活用した授業の取り組みについて伺いたいと思います。

二つ目の質問といたしまして、導入予定のタブレット端末の今後の運用について。

以上２点、伺いたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 後藤議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

G I G Aスクール構想は、昨年の１２月に文部科学省が発表した教育改革案でございまして、G I G Aは、G i g a b a i t oのG I G Aではなく、G l o b a l ・ a n d ・ I n o v a t i o n ・ G a t e w a y ・ f o r ・ A l lの頭文字を指しております。直訳すれば、全ての子どもたちに最適な環境をとでもなりましょうか。この改革案の目的は、子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育を推進するため、情報通信や技術面を含めたＩＣＴ環境の整備実現を図るというものになっております。

G I G Aスクール構想の具体的な事業内容としては、小、中、高等学校の児童生徒１人に１台の端末を配置するとともに、必要なネットワーク整備を併せて行なうというものでございます。

G I G Aスクール関連予算については、令和元年度に国の補正予算として初めて予算化されましたが、今般の新型コロナウイルス感染症による学校の長期休校の実態に鑑み、当初の令和５年度までの年次計画を全て前倒しし、令和２年度中に全国の小、中、高等学校における端末やネットワークの整備を進めていくという考えが国から示されたところでございます。大空町におきましても、国の考えを踏まえ、今年度中の整理を進めるべく関連予算を先の６月議会において提案、議決をいただき、現在は発注段階まで進んでいるところでございます。

一つ目のご質問でありますＩＣＴを活用した授業の取り組みについてでございますが、町内の小、中、高等学校では、さまざまなＩＣＴ機器を多用し、分かる授業や質の高い授業の実践のため、工夫を凝らしながら有効な取り組みを行なっております。各学校のパソコン教室での授業では、デスクトップ型のパソコンを使い、小学校では総合の時間や社会、理科の教科で調べ物学習で活用したり、中学校では文書作成や表計算、プレゼンテーションといったソフトの使い方などの学習を行なっています。また、高校では、情報処理の教科で専門的な学習に活用しているところです。

平成２６年度、平成２７年度に導入した実物投影機は、別名書画カメラとも言っておりますが、全ての小、中学校の各学級において、毎日のように授業に活用されております。教科書を始め、児童生徒が作成したノートのほか、各種教材を投影できるうえ、指導している教職員の手の先の動きに至るまでカメラを通して簡単にテレビモニターやスクリーンに大きく、自在に写し出すことができます。特に難しい事前の準備などは必要なく、全ての教科で活躍しているＩＣＴ機器の一つとなっています。

また、平成29年度に中学校、平成30年度に小学校に導入したタブレットパソコンは、各学校30台から45台と1クラス分の配置台数ではありますが、これまで教職員を初め、児童生徒がどのような機能を持ったICT機器なのかを学ぶとともに、授業だけではなく学校における教育活動のあらゆるシーンに取り入れてくれるようにもなっております。教室で行う授業だけではなく、体育館で行う体育の授業などでも、撮影や動画といった機能性を発揮しております。また、学校祭など行事の場面でも、演出のためのBGMを取り入れるなど、柔軟な発想と活用を図ってくれているところでもございます。そのほか、タブレットを使用した授業として、平成30年度にはSkypeという通信ソフトを用い、シンガポールの小学校と女満別小学校をインターネットで繋ぎ、国際理解や外国語の交流授業も実施しております。

町内高校では、昨年度導入いたしましたデジタルホワイトボードを活用し、東藻琴高校、女満別高校間をインターネットで繋ぎ、今年7月には外部講師を招き、薬物乱用防止教室を二校合同で開催しております。さらに根室高校を会場に行われた北方領土に関する学習の場にも、東藻琴高校及び女満別高校の生徒がリモートで参加させていただいていただいております。

急速に技術革新が進む中、このようにICTは教育の分野においても大きな可能性を持つものであり、これからどのように教育現場に有効に取り入れていくか、一層研究を深めていく必要があると認識しております。

次に二つ目のご質問であります新たに導入するタブレット端末の今後の運用についてでございますが、1人1台の端末の環境が整うことで、これまでの一斉学習や個別学習、また共同学習といった子どもたちへの指導方法が大きく変わってまいります。一人ひとりの反応やニーズを捉えやすくなるとともに個々への対応もスピーディーに行うことが可能となってまいります。

GIGAスクール構想では、今年度中に全ての市町村が端末を導入することから、大空町では管内自治体で多く導入を予定している機種を参考とさせていただき、児童生徒や教職員が活用しやすい機種を選定したところでございます。それらの機能を使いこなすためには、指導者である教職員のスキルアップが欠かせません。北海道教育委員会とも連携し、今後多くの研修の機会を設けてまいりたいと考えております。また、各種ICTの機能、特性を知ることや授業への活用方法など、調査研究も併せて実施していく必要があると考えております。教育委員会では、町内の小、中、高等学校の教職員で構成する学校ICT活用推進委員会を組織し、先進地の取り組み事例などを参考にしながら、タブレット端末の円滑な導入と活用に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響による年度当初のような学校の休業といったことも想定し、学校と家庭とをオンラインで繋ぐなど、学びの環境を保持していくための取り組みも検討していく必要があると思っております。この度のGIGAスクール構想に基づくタブレット端末の導入に併せて、児童生徒がいる家庭のネット環境の整備に対しても必要な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。一つ目の質問でありました現状の I C Tを活用した授業の取り組みについて、詳しく教えていただきました。

デジタルホワイトボードが最新の機種だったと思うんですけど、根室の高校と交流を図れたり、遠くの学校ともいろいろ情報交換ができるということで、まさに今回のコロナ禍の中においても、家庭と学校に使えるといいでしょうか、学校に行かなくてもそういうことが可能だということがまさに分かってきたのかなと思います。

二つ目のタブレット端末の今後の運用について、再質問させていただきたいと思います。

先ほど教育長より、活用しやすい機種を選定する予定であり、調査研究し、I C T活用推進委員会のもとで、今後の運用について取り進めていくというお話がありました。その中で、再質問させていただきたいのですけれども、整備予定の I C T機器であるハード面を有効活用し、質の高い教育を提供する目的を達成するためには、ソフト面でデジタル教科書や教材などのデジタルコンテンツや、さらには非常時のオンライン授業実現などが挙げられますけれども、ほかに学校現場の混乱を来たさないように指導体制のバックアップ、つまり先生方は I C Tを活用した授業の設計や授業そのものに専念できる環境を整えるために、I C T支援員を配置することが望ましいのかなと考えますけれども、そのことについて、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 I C Tの支援員についてのご質問がございました。この度の G I G Aスクール構想によって、町内各学校にタブレット端末が導入されるということになれば、学校として数多くの I C T機器の管理、また、適切な運用が求められるということになるわけであります。必然的に I C T機器の操作方法の習得であったり、I C Tを活用した授業の展開、そういった学校現場では新たな業務が発生しますし、教職員の負担も十分増すということが予想されております。

それらの課題に対応するためには、教職員だけでということにもならないのかなと実は思っております。文部科学省においても、I C Tの支援制度といったものを提案しておりまして、いわゆる学校の先生たちが不慣れなその I C Tを質の高い教育までに繋げるためには、短期間でそういった専門的な知識を習得する、また授業についての研修も深めるといった状況に追い込まれるというところでありますので、そういった意味で専門職の活用なども国も提唱してきているということであろうと思っています。

すでに導入されている先進自治体の例を見ますと、直接町が雇用するような形態があったり、そういう専門業者に業務委託をするような形で配置しているような例もあるようでありますけれども、その辺も今後、先ほどご答弁

申し上げました学校ICT活用推進委員会において、さまざまな課題が山積しておりますので、このICTの専門家であるICT支援員の活用といったものも一つの手段として、併せてこの推進委員会の中で十分研究、検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇教 育 長 はい、1 番。先ほど教育長からお話しがあったとおり、国もGIGAスクールサポーター配置支援事業といたしまして、今のところは4校に1人分、地方財政措置を行い、ICT支援員を置く事業があるようですので、先ほどおっしゃったように先生またICT活用推進委員会の方たちといろいろ議論を深めながら、最善の方向に持って行っていただきたいと思います。

議会としましても、昨年11月に産業建設文教常任委員会の道外視察で茨城県稲敷郡美浦村へICTを活用した教育情報化の取り組みについての視察調査をさせていただきました。その村は人口1万5,176人で、合併の流れもありまして小学校が3校、中学校1校となっています。その視察で特に印象に残ったものがICT支援員の配置でした。その内容ですが、先ほど教育長がおっしゃったように、ICT支援員を大手学習教材の会社に委託し、各校に月9回ほど同じ支援員が配置され、授業支援など教職員の補助や機器トラブルの対応などの活動をしている先進事例でした。

自分たちの町が取り組むといたしましたら、小中学校の先生というのは、大体内で動きますので、周りの市町村の機器、またソフト、そこら辺の足並みを揃えながらやっていくことにもなると思うんですけども、そういう先進事例も参考にさせていただきながら、なんとかこのハードを活かせるように進めていただければと思います。

最後になりますけれども、文部科学大臣は子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けてのメッセージの中で、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質、能力を一層確実に育成していくことが必要とメッセージを発しております。

令和3年4月、北海道大空高等学校が開校いたします。私も幾度となく説明会に参加させていただきました。その説明会の中でも、Society 5.0時代の到来が間近に迫ってきている。新たな発想力で未来を切り開いていく人材の育成の必要性を改めて感じたところでございます。初代校長には、ICTに非常に精通されている大辻先生が就任されるとお聞きしています。

大空町でいいますと、10月1日に開園する認定こども園から、小、中学校そして大空高校へと、今回のGIGAスクールを大いに活用していただきまして、学びの連続の中で、大空町の教育を広く発信してほしいと考えているところであります。関係する方々、日頃から大変だと思うんですけど、ご労苦に心から感謝を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 ICTの支援員という切り口でご提言をいただいたものと思っております。非常にハードは大型予算で導入がどんどん進められるという状況に正になったわけでありますけれども、やはり、そういう場面向けているからこそ、教育委員会としては現場の声を十分聞きながら、しっかりと支援をしていかなければならないと考えております。

学校においても、この急速な導入が混乱とならないように計画的な準備が求められているのだと思っております。

どの程度の専門家の方の活用が可能なのか、それらも委員会のほうで検討を進めていかなければならないと思っておりますけれども、常時、学校に配置するというやり方もあるかと思っておりますけれども、スポット的に専門家の方を各学校のほうに招聘した中で、学校ごとの指導であったり、研修だったりといったものも、本年度内から進めていかなければならないなと考えてございます。いずれにしても、しっかりとしたサポート体制を考えていかなければならないと思っております。

大空町の第2次の教育推進計画、2年目となりましたけれども、その理念である、つながる教育、広がる教育、その達成のための一つの手段、ツールとして、このICTというのは非常に大きな存在であろうと思っております。小学校から高校までしっかりとふるさと教育、これから厳しい社会を乗り越えていくための力を身に着けるための教育、そういったものがしっかりと繋がるためにも、このICTを十分活かしてまいりたいと考えております。

今や仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっております。子どもたちが社会に出て戸惑ったり、困ったりしないよう、自立に向けたサポートをしてあげることが学校あるいは教育委員会としての大きな使命であると思っております。全ての子どもたちがICTを難なく活用できる能力を身に付けられるよう、教育委員会として一層の教育環境の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れ様でした。

(散会 午後 1時24分)

令和 2 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 2 年 9 月 1 0 日
- ・ 開 会 令和 2 年 9 月 1 0 日
- ・ 閉 会 令和 2 年 9 月 1 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会	教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会	会 長

副	町	長	福 祉 課	長
総 合 支 所	長	福 祉 課	参	事
会 計 管 理 者		産 業 課		長
総 務 課	長	産 業 課	参	事
総 務 課	参 事	建 設 課		長
総 務 課	参 事	建 設 課	参	事
移 住 ・ 定 住 推 進 室	長	住 民 福 祉 課		長
住 民 課	長	総 務 課	主 査	

生 涯 学 習 課	長	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室	長
生 涯 学 習 課	参 事	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室	参 事

監 査 委 員 事 務 局 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和2年9月11日（金） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第56号 物品の購入について
- 日程第3 議案第57号 物品の購入について
- 日程第4 議案第58号 指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第59号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第6 議案第60号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第7 発議第11号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第61号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第62号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第63号 大空町立高等学校の授業料等に関する条例制定について
- 日程第11 議案第64号 大空町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定について
- 日程第12 議案第65号 大空町立預かり保育所条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第66号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第67号 大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定について
- 日程第15 議案第68号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第69号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第70号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第71号 令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第72号 令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第73号 令和2年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第74号 令和2年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第22 議案第75号 令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 認定第1号 令和元年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第2号 令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第3号 令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第4号 令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第5号 令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第6号 令和元年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第7号 令和元年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第8号 令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議案第76号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第32 発議第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について
- 日程第33 発議第13号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書
- 日程第34 発議第14号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
- 日程第35 発議第15号 種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書
- 日程第36 報告第9号 令和元年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第37 報告第10号 令和元年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第38 報告第11号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	福祉課長	鈴木章夫
総合支所長	田中信裕	福祉課参事	阿部雅浩
会計管理者	平田義和	産業課長	作田勝弥
総務課長	林敏美	産業課参事	中村直樹
総務課参事	松川一正	建設課長	高島清和
総務課参事	塚原章裕	建設課参事	山本純生
移住・定住推進室長	秋葉暢康	住民福祉課長	阿部征弘
住民課長	星加政志	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井 上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田 勉 事務局主幹 田 中 学

以上のとおり報告する。

令和2年9月11日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣言

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回大空町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、議長において5番、原本哲己議員及び6番、沢出好雄議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第56号

◇議 長 日程第2、議案第56号、物品の購入についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書1ページです。議案第56号物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、女満別小・中学校GIGAスクール用端末一式。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、2,613万6,000円。

4、購入の相手方、大空町女満別西1条4丁目2番2号、岩原販売所、岩原繁。

GIGAスクール構想とは、児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより、新時代の教育に必要な児童生徒一人ひとりの個別適正化と創造性を育む教育の実現を目指すものであります。

す。また、災害や感染症の発生による学校の臨時休業等においても、ＩＣＴの活用により、児童生徒の学びを保障ができる環境を実現することを目的としているものでございます。

今回、このＧＩＧＡスクール構想に基づき、町内の小・中学校の児童生徒１人１台の端末環境を整備するものでございます。

購入する物品の種類及び数量についてご説明申し上げますので、議会定例会参考資料１ページをお開き願います。

今回購入いたしますＧＩＧＡスクール用端末は学習者用コンピューターとして、ノート型パーソナルコンピューターとタブレットの二つを切り替えられる機種で、女満別小学校の児童用で２６０台、女満別中学校の生徒及び教師用で１３６台を購入するものでございます。

物品の購入に係る入札につきましては、令和２年８月２５日に指名競争入札により実施し、８月２６日に仮契約を締結しております。

また、納入期限は、令和３年３月１９日までの予定としております。

物品購入にあたっての指名競争入札については、合名会社松山東栄堂、有限会社児玉時計電化センター、文具のナカヤマ、岩原販売所、有限会社ササキ、有限会社ナカムラデンキ、有限会社山田電気、有限会社ヤマニ・カシハラの８社で入札を執行し、入札の結果、岩原販売所が落札いたしました。

契約の金額は、２，６１３万６，０００円。うち消費税及び地方消費税の合計額は２３７万６，０００円となっております。

なお、物品の購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第５６号、物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５６号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第57号

◇議 長 日程第3、議案第57号、物品の購入についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の3ページです。議案第57号、物品の購入について。

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

記、1、購入する物品の種類及び数量、東藻琴小・中学校GIGAスクール用端末一式。

2、購入の方法、指名競争入札。

3、購入の金額、1,188万円。

4、購入の相手方、大空町東藻琴312番地の7、文具のナカヤマ、中山正。

GIGAスクールの構想に基づきまして、町内小・中学校の児童生徒1台の端末環境整備するものでございます。購入する物品の種類及び数量につきましてご説明申し上げますので、議会定例会参考資料3ページをお開き願います。

今回購入いたしますGIGAスクール用端末は、学習者用コンピューターとしてノート型パーソナルコンピューターとタブレットの2つを切り替えられる機種で、東藻琴小学校の児童用で103台、東藻琴中学校の生徒及び教師用で77台を購入するものでございます。

物品の購入に係る入札につきましては、令和2年8月25日に指名競争入札により実施し、8月26日に仮契約を締結しております。また、納入期限は、令和3年3月19日までの予定としております。

物品の購入にあたっての指名競争入札につきましては、合名会社松山東栄堂有限会社、有限会社児玉時計電化センター、文具のナカヤマ、岩原販売所、有限会社ササキ、有限会社ナカムラデンキ、有限会社山田電気、有限会社ヤマニ・カシハラの8社で入札を執行し、入札の結果、文具のナカヤマが落札いたしました。

契約の金額は1,188万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は108万円となっています。

なお、物品の購入に係る契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第57号、物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第58号

- ◇議 長 日程第4、議案第58号、指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

- ◇福祉課参事 議案書5ページでございます。

議案第58号、指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

記、1、施設の名称等、大空町女満別西1条3丁目2番5号、大空町地域福祉センター。

2、指定管理者の名称等、大空町女満別西4条4丁目1番6号、社会福祉法人大空町社会福祉協議会、会長、鈴木武昭。

3、指定の期間、令和2年10月1日から令和5年3月31日まで。

大空町地域福祉センターは、高齢者及び障がい者等の生きがいづくりと情報交換の場を提供し、地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的に令和2年10月1日に開設する予定でございます。

10月1日の開設と同時に指定管理者制度におきまして、社会福祉法人大空町社会福祉協議会が令和5年3月31日までの2年6カ月間における指定管理者の指定の議決を求めるものでございます。

候補者の選定理由といたしまして、当該施設における事業として、高齢者福祉に関する事業、障がい者福祉に関する事業、ボランティア活動支援事業、福祉情報の提供事業などを行う予定であり、これらの事業や設置目的の効果的且つ効率的な達成が期待できることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の規定による公募によらない指名が適当であるとの意見を受けたところでございます。

これにより、募集要綱に基づいた指定管理申請者申請書の提出を受け、内容を審査し、その後、指定管理者選定委員会において、大空町社会福祉協議会が候補者として適当であるとの判定を受け、指定管理者の候補者として選定するものでございます。

なお、定例会参考資料５ページに關係資料を掲載しておりますので、ご覧
いただきたいと思います。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますよう
お願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第５８号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５８号、指定管理者の
指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第５９号

◇議 長 日程第５、議案第５９号、北海道市町村職員退職手当組合理約の
変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書７ページです。議案第５９号、北海道市町村職員退職手当
組合理約の変更について。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組
合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。
令和２年９月１０日提出、大空町長、山下英二。

９ページは変更条文でございます。

内容につきましては、参考資料にてご説明申し上げますので、参考資料７
ページをお開き願います。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表です。
この度の変更は、組織を構成する団体が解散し、脱退することに伴うもので
ございます。右側が変更前、左側が変更後の規約ですが、別表（２）一部事
務組合及び広域連合の表、渡島管内の項中、下線を引いております箇所でご
ざいますけれども、山越郡衛生処理組合を削り、空知管内の項中、奈井江、
浦臼町学校給食組合を削ります。

附則としましてこの規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第60号

◇議 長 日程第6、議案第60号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書11ページです。議案第60号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

13ページは変更条文でございます。

内容につきましては参考資料にてご説明させていただきますので、参考資料9ページをお開き願います。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表です。この度の変更は、組織を構成する団体は解散し、脱退することに伴うものでございます。右側が変更前、左側が変更後の規約ですが、別表第1、石狩振興局の項中、（12）を（11）に改め、札幌広域圏組合を削り、渡島総合振興局の項中（16）を（15）に改め、山越郡衛生処理組合を削り、空知総

合振興局の項中（３２）を（３１）に改め、奈井江、浦臼町学校給食組合を削ります。

また、下段、別表第２、９の項中、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合を削るものです。

１０ページに移りまして、附則としまして、この規約は地方自治法第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６０号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６０号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 発議第１１号

◇議 長 日程第７、発議第１１号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。８番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案その１の１ページをお開き下さい。発議第１１号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出する。令和２年９月１０日提出、大空町議会議員、齋藤、松岡、松田、深川、品田、沢出、原本、田中、上地、三條、後藤の各議員です。

３ページでございます。現在も新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、町民や事業者においては、経済的にも精神的にも不安を抱え生活をし

ております。国や北海道では、給付金など、さまざまな支援策が講じられ、大空町でも独自の対策が行われております。

今回の条例改正につきましては、町民の不安解消とまん延防止対策、地域経済の循環、地域産業の維持発展などの一助とし、議員の12月期末手当の削減と、今年度の行政視察等の取りやめによる財源を活用していただき、安定した生活が確保されることを願い、令和2年12月の期末手当を削減する条例の一部改正を提案するものであります。

条例改正の内容につきましては別冊の大空町議会定例会参考資料その1の1ページ、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

附則を附則第1号とし、次の1項を加えるものとする。第2項、令和2年12月に支給する議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長及び議員の期末手当は、条例第4条第2項に規定する割合により算出した額から100分の15を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附則とし、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第11号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第11号、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第61号

◇議 長 日程第8、議案第61号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町長 議案書15ページでございます。議案第61号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案説明にあたり、提案に至った経緯や考え方について申し上げたいと存じます。

今年に入り、新型コロナウイルスの感染が国内で確認されて以降、あっという間に全国に広がり、今をもって収束が見えない状況が続いております。

人々の行動は制限され、経済的に苦境に立たされている方が多く、さらに広がりを見せている状況でございます。

国の交付金などを活用するとともに、大空町としても、独自に支援策を講じておりますが、十分とは言い切れない状況でございます。

対策は町として当然のことながら、私自身、東日本大震災の折に災害ボランティアに参加したときのように、個人としても何かしらの取り組み、行動はとれないものかと思案しておりました。

職員は自らの発案により浄財を募り、困窮されている方々の支援の一助にと、町に対し100万円を超える寄附を行ってくれました。大空町始まって以来のことでございます。

しかしながら、私は公職選挙法の規定により寄附行為が禁止されており、許されない立場でもございました。そのような中、第3回議会定例会にあたり、議員発議として大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例が提案される予定であるということを知りました。この機会に私の給与についても一定程度を減額し、その財源が議員皆様の志と同様に新型コロナウイルスで苦境に立たされている方々の支援に充当できるのであれば幸いと考えたところであります。副町長、教育長にも賛同いただきましたので、今回の改正条例の提案に至ったところでございます。

具体的な改正内容につきましては、担当者から説明いたさせます。お認めいただきますようお願いを申し上げます。

◇議長 林総務課長。

◇総務課長 改正の内容につきまして、私からご説明申し上げます。

議案書15ページです。議案第61号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

17ページは改正条文でございます。

内容につきましては、参考資料にてご説明させていただきますので、参考資料11ページをお開き願います。

大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。表の左、改正後の条例ですが、附則に1項追加しまして、第9項として、特別職に支給する令和2年12月分の期末手当は、条例第4条第2項により算定した額から町長にあっては20万円、副町長及び教育長にあっては10万円を控除した額を支給する。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

◇議 長 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第61号、大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第62号

◇議 長 日程第9、議案第62号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・認定こども園推進室参事 議案書19ページでございます。議案第62号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

次の21ページに改正条例の本文を記載させていただいております。

詳しい内容の説明につきましては、お配りしております定例会参考資料で説明させていただきますので、参考資料13ページをご覧くださいと思います。

大空町立学校設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表を掲載させてい

ただいております。右側に改正前の条例、左側に改正後の条例となっております。改正の趣旨といたしましては、令和３年４月の北海道大空高等学校の新設に向けまして、現在の東藻琴高等学校を大空高等学校に改めるとともに、今年１０月の女満別地区の認定こども園の開園に伴いまして、閉園になります女満別幼稚園を削除するものでございます。

まず初めに別表第３の高等学校についてでございます。名称欄の北海道東藻琴高等学校を北海道大空高等学校に改め、位置の欄に女満別高校の住所であります大空町女満別昭和１０４番地の１を追記するものでございます。

続きまして、別表第４の幼稚園についてでございます。名称と位置の欄から、女満別幼稚園を削除するものでございます。

続きまして、附則についてでございます。施行期日は、女満別幼稚園の閉園に伴い、令和２年１０月１日から施行することといたしまして、高校に係る別表第３の改正につきましては、令和３年４月１日から施行することといたします。

附則の２つ目は、準備行為について規定をさせていただいております。

令和３年度の大空高等学校の入学選抜等の準備行為は条例の施行前でも行うことができるという規定を設けさせていただいております。

以上、提案理由を説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。２番、三條議員。

◇三條議員 はい、２番。いよいよ大空高等学校としての設置条例が提案されました。ここに至るまで関係者とか特に職員の苦労は計り知れないものがあるのかなというふうに思います。これからが今まで以上に大変だと思います。

そこで町長、教育長に今までの想い、これから大変なことに向かって進めていかなければならないと思いますから、その決意を聞かせていただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 やつとここまで来たという気がいたしております。

大空町として出発をいたしましたのは、平成１８年の３月３１日。私は、その後４月２３日に就任をしております。しかし、新しい大空町になったと言いながら、全てが統一されて、同時にいろんなものが統一感を持ってスタートできたわけではありません。その中で今後、大空町として運営をしていく中で、まちづくりを進めていく中で、時間をかけながら統一していかなければならないものも多数あると、そのように感じておりました。その中で１番大きな課題というのが、この高等学校の将来でございました。

当時、女満別高等学校は道立、そして町立の東藻琴高等学校、現在も続いておりますけれども、合併当初から私は職員に対して、将来とも２校を維持していくことは難しいのではないかと。どのような形で、将来、大空町の高等

教育を担っていくのか、そのことを議論しなければならないと、そのように常々申し上げてきました。

時の教育長にも、そういったことの話をしてしながら、町民の皆さんはどのように地域の高等学校について考えるのか。その議論をしてほしいということをお願いをしてまいりました。

町民の方々にお集まりをいただいて、当初のころ議論をした内容を振り返ってみますと、私は必要性を説いたつもりではありましたが、いずれのPTA、同窓会、関係者の方々、自分たちの地域にある高校の素晴らしさを標榜するに留まって、将来どのような形がいいのかということについての真摯な議論というものは何年も何年もできないまま来たところでございます。

そんな中、中学校を卒業する子どもたちの数は減り、だんだんと地元にある二つの高校への入学者、その生徒を確保するということが難しくなってきた。そんな中でやっと議論ができ、そして、どのような形がいいのか。損得を抜きにして、将来の子どもたちのことを考えて、また地域の有り様を考えた中で議論を進めていただきました。

しかし、そこにも様々なハードルがあったように思います。そこを乗り越えて、新しい大空町として今年でもう15年目になりますけれども、このような形が整い、そしてスタートを切ることができるようになりました。

正直申し上げて、少々無謀な決断だったかなと、そういうふうに思うときもあります。しかし、東藻琴、女満別、現在の大空町、教育を中心にまちづくりを進めていこうと。まちづくりの根源にあります人・花・心育むまち、それは、教育の町の実現であるということを鑑みますと、幼少期から小学校、中学校、そして高等教育の場、ここをしっかりと充実していかなければならない。それがまちづくりの根源だろうと、そのように思っております。

スタートを切ることができるようになりました。ここからが改めて本番だと、そのように考えてございます。生徒はもちろん、教職員の方々はもちろんでありますけれども、地域の方と支え合いながら、この高校をしっかりと運営していく、育てていくということにしなければならないと思っております。

女満別高校や東藻琴高校も昭和26年、28年、当時地域の方々の熱い想いで開校した学校であります。その志をこの新しい時代に、令和の時代に受け継いで、しっかりとこの大空高等学校を前に進めてまいりたい、そのように決意をいたしているところでございます。

議会の議員の皆様方にも、これからもご指導やご協力、ご支援を賜りますよう改めてお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 多くの住民の皆さんのご理解、また、職員の努力といったもので、何とか大空高校の生徒募集を全国に向けて行えると、そのようなところまで進めてまいることができました。

当初は、非常にそれぞれ女満別高校、東藻琴高校の存続をと言った議論が

ら、急激な少子化による人口減少と生徒減少、そういった現実を受け止めていただいて、発展的統合といったことについて皆さんのご理解をいただくことができて今があるんだと、そのように思っております。

新しい大空高校では、新しい教育、質の高い教育、そういったものを目指していくと。他の町にはないものを目指す。差別化を図ると。そういう考え方で、これまで様々な研究など、また有識者なり専門の方のご指導を仰ぎながら、そういう様なものを今、導いていこうと、そのように考えてございます。

そこは専門である先生たちにお任せをしていかなければならないなと思っておりますが、それ以上に私が高等学校教育で今後必要となるものは、やはり地域による支援が一番ではないかなと、そのように考えているところでございます。高校を存続させようと、大空町にどこにもない高校一つ作ろうと思ったその意志の中には、人口減少が大きく進む中、このままでは大空町自体の自治が成り立たなくなってしまう。高校を核としたまちづくりといったものを中心に掲げて、そこを高等学校教育が担っていく。そういう思いで考えてきたというところでもございます。

その中であって、広く全国から生徒を募集するという、そういうところであって、引き続き大空高校の為に多くの生徒が入学してくれる、そのような環境を整備するのは、質の高い教育プラス地域住民の皆さんの支えがあつてのことではないかなと。そこが大事な柱の一つであると、そのように考えております。具体的には、学校生活を充実するというだけでなく、プライベートの生活もしっかり地域の皆さんが支えていくと。北海道大空町に来てよかったと。人として一回り二回り大きくなることができた。そのような教育をこの高校で目指していきたいという思いをしております。

現在、そのような仕組みづくりをプロジェクト委員の皆さんなどを中心に、今、正に考えてくださっているというところでもございまして、具体的にこれから広く住民の皆さんに支援を呼びかけてまいりたいと思っております。

そのような方向を持って今、進めているところでございますので、今後とも議員の皆様には引き続きご支援、ご協力方よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第62号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第63号

- ◇議 長 日程第10、議案第63号、大空町立高等学校の授業料等に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。友西高校・認定こども園推進室参事。

- ◇高校・認定こども園参事 議案書23ページでございます。議案第63号、大空町立高等学校の授業料等に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

次のページの25ページ、26ページに条例の本文を記載させていただいておりますが、詳しい内容の説明につきましてはお配りしております定例会参考資料で説明させていただきますので、参考資料15ページをご覧くださいと思います。

大空町立高等学校の授業料等に関する条例の概要について記載をさせていただきます。

はじめに制定の趣旨でございます。現在、町立定時制課程であります東藻琴高等学校の授業料、入学料及び入学検定料は、北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例で定めておりますが、令和3年4月に新設いたします大空高等学校は町立全日制課程の高校でありますので、授業料等を新たに定める条例を制定するものでございます。なお、現在の北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例については廃止をいたします。

続きまして、二つ目の額の設定の考え方についてでございます。道立高校の授業料等につきましては、国の地方財政計画で示されている額で設定しておりまして、多くの市町村立高校におきましても、道立高校と同様に設定していることなどを踏まえまして、大空高等学校の授業料等につきましても、地方財政計画で示された額で設定することといたします。

次に、三つ目の条例の概要についてでございます。

第1条は趣旨を規定しております。

第2条につきましては、授業料等の額を規定しておりまして、授業料月額9,900円、入学料5,650円、入学検定料2,200円としております。

第3条は、納付の方法について。

第4条は授業料等の還付について。

第5条は過料について、それぞれ規定をしております。

続きまして、裏面の16ページをご覧いただきたいと思います。第6条に委任について規定をしております。

附則につきましては、四つ規定をしております。

一つ目は、施行期日についてでございます。入学検定料の関係もありまして、令和3年1月1日から施行することといたします。適用につきましては、令和3年4月1日以後に入学、転学、転籍、または編入学する者といたします。

二つ目は、現在の東藻琴高等学校の生徒を対象といたしました条例、北海道東藻琴高等学校入学検定料等徴収条例を廃止する規定でございます。

三つ目、四つ目は、経過措置を規定させていただいております。施行日前日におきまして、東藻琴高等学校の生徒であったものの授業料の額は、従前どおりの額とする規定といたします。

もう一つ、施行日以後、定時制課程に転学等をした生徒の授業料等の額は、転学等をした年次に属する在学者と同額といたしまして、授業料は月額900円、入学料は1,700円、入学検定料は950円とするものでございます。

以上、提案理由を説明させていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第63号、大空町立高等学校の授業料等に関する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、大空町立高等学校の授業料等に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第64号

◇議 長 日程第11、議案第64号、大空町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・認定こども園参事 議案書 27 ページでございます。議案第 64 号、大空町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 9 月 10 日提出、大空町長、山下英二。

次のページ、29 ページに条例の本文を記載させていただいております。

詳しい内容の説明につきましては、お配りしております定例会参考資料で説明させていただきますので、参考資料 17 ページをご覧くださいと思います。

大空町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の概要について記載をさせていただいております。

はじめに制定の趣旨についてでございます。現在の町立定時制高校課程であります東藻琴高等学校の教員等の給与は、市町村立学校職員給与負担法に基づきまして、北海道が負担し、勤務時間や休暇等に関しましても、北海道の勤務時間等に関する条例が適用されております。しかし、令和 3 年 4 月に新設いたします大空高等学校は、町立全日制課程の高校でありますので、東藻琴高等学校の教員と異なり、給与負担に関する法律や勤務時間等の北海道の条例が適用されなくなるため、新たに大空高等学校の教員等の給与や勤務時間等に関する条例を制定するものでございます。

続きまして二つ目は、条例制定に関する基本的な考え方について、記載をさせていただいております。札幌市を除く北海道の高校の教員につきましては、道立高校、市町村立高校いずれにも配属されることがあるため、設置者の違いにより給与や勤務時間等に不均衡が生じないよう、ほかの市町村立高校と同様に、道立高校の教員等が適用を受ける北海道の条例を準用する内容といたします。

次に、三つ目の条例の概要についてでございます。

第 1 条は、目的を規定しております。

第 2 条は、準用いたします北海道学校職員の給与に関する条例、北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の 3 本を北海道の条例を準用するという規定でございます。

第 3 条は、勤務時間等についての規定でありまして、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例を準用するという規定でございます。

第 4 条は、退職手当についての規定でございます。北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の定めるところによるものでございます。

第 5 条は、旅費についての規定でございます。北海道職員等の旅費に関する条例を準用するという規定でございます。

続きまして、裏面の 18 ページになります。第 6 条は、委任について規定をしております。

最後に附則を規定させていただいておまして、施行期日を令和３年４月１日施行と規定をしております。

以上、提案理由を説明させていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６４号、大空町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第６４号、大空町立高等学校教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第６５号

◇議 長 日程第１２、議案第６５号、大空町立預かり保育所条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書３１ページでございます。議案第６５号、大空町立預かり保育所条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和２年９月１０日提出、大空町長、山下英二。

３３ページは改正条文でございます。

改正の内容を定例会参考資料１９ページの新旧対照表により説明いたしますので、お開き願います。

大空町預かり保育所条例等の一部を改正する条例新旧対照表です。表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例です。

女満別預かり保育所は、大空町女満別西４条３丁目８３番地の２０に位置し、また、豊住保育園は、大空町女満別豊里１９番地の１に位置し、長年にわたり町立の保育所として運営をしてきたところでございます。

保育所機能を要する認定こども園めまんべつが10月1日に開園することに伴い、女満別預かり保育所及び豊住保育園を閉園するため、条例の一部を改正するものです。

大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例の改正内容といたしましては、第2条の表中、女満別預かり保育所の項を削るものです。

大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の内容といたしましては、第2条の表中、大空町立豊住保育園の項を削り、20ページをお開き願います。第4条第1項を、へき地保育所に入所できるものは、子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による認定を受けた生後6カ月以上、満2歳までの保育児童とするに改めるものです。

附則、この条例は、令和2年10月1日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第65号、大空町立預かり保育所条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第65号、大空町立預かり保育所条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号

◇議 長 日程第13、議案第66号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書35ページをお開きください。議案第66号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和２年９月１０日提出、大空町長、山下英二。

３７ページから４９ページまでは改正文でございます。

改正の内容を定例会参考資料２１ページから２４ページまでは、条例の一部を改正する条例の概要を。２５ページから５１ページまでは、新旧対照表を掲載してございます。

説明につきましては、条例の一部を改正する条例の概要にて説明いたしますので、定例会参考資料２１ページをお開き願います。

１、条例の趣旨でございます。この条例は、町内の幼稚園や保育園、認定こども園及び小規模保育事業などの地域型保育事業を運営するための基準等を定める条例でございます。

２、改正の趣旨・概要でございます。今回の改正は、当条例を定めるにあたって従うべき、又は参酌すべき基準となる内閣府令による運営に関する基準の一部が幼児教育、保育の無償化の実施に対応するため改正されたことに伴い、同様の基準内容に改めるとともに、所要の規定の整理を行うため本条例を改正しようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、次の四つでございます。

一つ目につきましては、今までの給付制度は、幼稚園や保育所等を利用している子どもが対象となる子どものための教育・保育給付だけでしたが、改正後におきましては、認可外保育所等が対象となる子育てのための施設等利用給付が新たに加わることから、用語を区別するため、改正するものでございます。

改正内容の要旨でございます。項目の欄、①前期２（１）支給認定区分関係（特定教育・保育施設）に記載してございますとおり、第２条ほか関係する条において、右列の改正前の主な内容に記載してございますアからウの用語をそれぞれ左側の改正後に記載してございますアからウに文言を改めるものでございます。

また、２２ページに記載してございます項目欄②前期２（１）支給認定区分関係（特別地域型保育事業）におきましても、同様に関係する条におきまして、改正前ア～ウの用語をそれぞれ改正後のアからウに文言を改めるものでございます。

２１ページに戻っていただきまして、２の（２）と（３）についてでございます。これまで保育料の支払いは０歳から５歳まで、全ての児童が対象でございました。無償化実施にあたりまして、３歳から５歳は無償となりますが、３歳未満は対象外となるものでございます。

また、これまでは主食の提供に要する費用のみを支払う必要がございましたが、改正後では副食の提供に要する費用も支払うこととなりました。

なお、一定の所得未満の世帯や、小学校３年生までの子どもが３人以上いる世帯の第３子以降の副食の提供に要する費用は対象外とするものでございます。

改正内容の詳細でございますが、２２ページ、項目③前期２の（２）と（３）年齢区分・副食費関係について、関係する条は、第１３条でございまして、

改正後の内容に記載してございますが、副食の提供に要する減免の対象となる基準等について、改正するものでございます。

再度 21 ページに戻っていただきまして、2 の（4）でございます。本町におきましては、待機児童はいないと聞いてございますが、全国的には待機児童対策が課題となっております。地域型保育事業をその受け皿とするために、運営基準を緩和するものでございます。

改正内容の詳細ですが、23 ページ、項目④前期 2 の（4）特定地域型保育事業関係について、関係する条は第 42 条でございますが、改正後の内容に記載しておりますが、代替保育の提供及び特定地域型保育の卒園後における受け入れにつきまして、連携施設の確保が著しく困難な場合などは小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者を連携協力を行う施設として認める緩和措置を講じる改正を行うものでございます。

24 ページをお開き願います。項目⑤その他についてでございます。①から④以外のその他の改正につきましては、内閣府令の改正に基づき、引用条項の改正、規定の追加等を行い、それらに伴う条項ずれや文言等の整理を行ったものでございます。

4、施行日でございます。市町村における改正は、内閣府令の改正に従い、または参酌して改正することをされております。改正法の施行後 1 年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置が設けられていることから、施行日を令和 2 年 10 月 1 日としたものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 66 号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時12分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
暑い方は上着を脱いで結構です。

◎日程第14 議案第67号

◇議 長 日程第14、議案第67号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書51ページでございます。議案第67号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

議案書の53ページから57ページは、条例文でございます。

新設条例ですが、読み上げを省略させていただき、条例の概要を説明させていただきます。

定例会参考資料53ページをお開き願います。

町内の幼稚園及び保育園利用に係る利用者負担額は、大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例及び大空町へき地保育所条例で定めていますが、令和2年10月に認定こども園めまんべつが開園することに伴い、認定こども園等の利用に係る利用者負担額を定める条例を新たに制定するものです。

利用者負担額につきましては、町内の幼稚園等で利用者負担額を統一する観点から、認定こども園等の利用に係る利用者負担額は、大空町立幼稚園入園料及び保育園料に関する条例及び大空町立へき地保育所条例と同様の内容で設定することとしております。

条例の概要につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、趣旨でございますが、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する小学校就学前の子どもに係る利用者負担額に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条、定義でございますが、この条例で使用する用語は、子ども・子育て支援法で使用する用語の例によるものとしております。

第3条、利用者負担額でございますが、第1号として法第19条第1項第1号に該当する第1号認定子ども及び第2号として法第19条第1項第2号に該当する第2号認定子どもは無料とし、第3号として法第19条第1項第3号に該当する第3号認定子どもは別表に定める額としております。

第4条、利用者負担額の決定等でございますが、町長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとしております。

第5条は、利用者負担額の納期限。

54ページをお開き願います。第6条は、月途中の入園及び退園に係る利用者負担額。

第7条は、利用者負担額の減免を規定しております。

第3条関係の別表でございますが、各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分に応じて、月額の利用者負担額を定めております。

第1階層の生活保護法による被保護世帯、要保護世帯及び里親及び第2階層の市長村民税非課税世帯の保育標準時間及び保育短時間を0円とし、第3階層から第8階層は、市町村民税所得割の額の区分による世帯ごとに区分しておりますが、いずれの階層も保育標準時間を13,500円、保育短時間を9,000円とするものです。

また、別表備考といたしまして、第1項では、所得割の算定に係る規定を。

第2項では、利用者負担額の算定に係る規定を。

第3項では、年齢計算の基準に係る規定を。

第4項では、2子及び3子以降に係る利用者負担額を無料とする規定を。

第5項では、3階層、4階層と認定された世帯のうち、第1子に係る利用者負担額について、ひとり親世帯、在宅障害児、障害者のいる世帯、町長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める世帯は半額とすると規定しております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年10月1日から施行することとしております。

以上、条例制定の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号、大空町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 68 号

◇議 長 日程第 15、議案第 68 号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の 59 ページでございます。議案第 68 号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 2 年 9 月 10 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 61 ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、参考資料にてご説明申し上げますので、大空町議会定例会参考資料の 55 ページをご覧ください。

議案第 68 号関係、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

改正の趣旨でございますが、大空町における一般廃棄物の減量に関する事項、ごみ処理手数料の見直しや今後予定しております廃棄物処理施設の更新などの諸課題について審議等をしていただくために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物減量等推進審議会を設置するために大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、条例の第 5 条の次に第 5 条の 2 の 1 条を加えるものでございます。

第 1 項では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて審議会を設置することを規定するものです。

第 2 項では、委員の人数について。

第 3 項では、委員の任期及び補欠の委員の任期について。

第 4 項では、前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は規則で定めることを規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしてございます。

以上、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。大空町廃棄物減量等推進審議会、減量及び処理に関する事項について審議するとされていますけれども、審議にはどんなメンバーを加えて審議し、ごみの減量化に結びつけようとしているのか、説明を

お願いします。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 審議会の構成についてのご質問かと思えます。

今のところ委員の構成につきましては、自治会連合会、自治会連合会女性部、民生委員、児童委員、商工会、商工会女性部、JAめまんべつ女性部、JAオホーツク女性部、町民からの公募ということを想定しております。このほかに今検討中がございますけれども、やはりごみ処理ということになりますと女性が主に担うのかなということを考えておりまして、女性で構成される団体からお願いしようということで、今、団体を探している、検討している最中でございます。

それから審議の内容につきましては、ごみの減量ということになりますけれども、今のリサイクルにおけるごみの資源、それから生ごみなどもそうなんですけれども、ごみ処理手数料の見直しを主に、また、その他に今後予定しております廃棄物処理施設、最終処分場それから焼却処理施設、双方の更新についても知っていただき、また審議していただく予定で考えておるところでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第68号、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第69号

◇議 長 日程第16、議案第69号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の63ページでございます。議案第69号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

議案書65ページから67ページにつきましては改正条文でございます。

改正内容につきましては、参考資料にてご説明申し上げますので、大空町議会定例会参考資料の57ページをご覧願いたいと思います。

議案第69号関係、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

改正の趣旨でございますけれども、先ほどお認めいただきました大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例において規定いたしました廃棄物減量等推進審議会について、審議員が特別職公務員となりますことから、町民自治推進委員会を初め31委員会等を規定しています項中、区分覧に追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしてございます。

以上、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議長 異議なしと認めます。したがって、議案第69号、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 70 号

◇議 長 日程第 17、議案第 70 号、令和 2 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 69 ページです。議案第 70 号、令和 2 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）。

令和 2 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 2,644 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 113 億 6,304 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表、繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の追加及び変更は、第 3 表、地方債補正による。

一時借入金。第 4 条、一時借入金の借入れの最高額に 5,300 万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を 23 億 5,900 万円とする。

令和 2 年 9 月 10 日提出、大空町長、山下英二。

71 ページをお願いします。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、町税から 945 万 3,000 円減額。11 款、地方交付税に 2 億 2,686 万 2,000 円追加。13 款、分担金及び負担金に 211 万 8,000 円追加。14 款、使用料及び手数料から 48 万 7,000 円減額。15 款、国庫支出金に 1 億 6,572 万 7,000 円追加。16 款、道支出金に 2 億 5,367 万 6,000 円追加。17 款、財産収入から 40 万 2,000 円減額。19 款、繰入金から 4 億 9,986 万 6,000 円減額。20 款、繰越金に 1 億 7,382 万 1,000 円追加。21 款、諸収入に 5,851 万 8,000 円追加。22 款、町債に 5,592 万 6,000 円追加。歳入合計は 4 億 2,644 万円を追加し、113 億 6,304 万 2,000 円とするものです。

72 ページをお願いします。歳出です。1 款、議会費から 300 万 7,000 円減額。2 款、総務費に 3,609 万 9,000 円追加。3 款、民生費に 2,380 万 7,000 円追加。4 款、衛生費に 405 万 6,000 円追加。5 款、労働費は財源の振替えのみで補正額はございません。6 款、農林水産業費に 2 億 5,274 万 9,000 円追加。7 款、商工費に 1,495 万 1,000 円追加。8 款、土木費に 252 万 3,000 円追加。9 款、消防費から 343 万 3,000 円減額。10 款、教育費に 1 億 42 万 7,000 円追加。73 ページに移りまして、11 款、公債費は財源の振替えのみで補正額はございません。12 款、職員給与費から 173 万 2,000 円を減額。歳出合計は 4 億 2,644 万円を追加し、歳入合計と同額とするもの

です。

74ページをお開き願います。第2表、繰越明許費です。2款2項、コンビニエンスストア等収納事業2, 234万1, 000円は、町税などにつきましてコンビニエンスストア等で収納、キャッシュレス決済などが可能となる環境を整備しようとするもので、年度内に事業が完了しないため繰り越すものでございます。

続きまして75ページです。第3表、地方債補正、1、追加です。東藻琴高等学校整備事業債は、大空高校の開校に向けて必要となります教室などの改修費用の財源としまして地方債を借り入れるため、限度額4, 490万円を追加するものです。合併特例事業債を予定しており、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。2、変更です。農業水路等長寿命化・防災減債事業債は、限度額に330万円を追加し、1, 710万円に変更しています。リール式散水施設の修繕に要する費用につきまして、財源としている地方債を増額するものです。臨時財政対策債は、限度額に292万6, 000円を追加し、1億4, 854万8, 000円に変更しています。地方交付税算定の結果、当初の見込みにより増額となったものでございます。GIGAスクール事業債は、限度額に480万円追加し、1, 570万円に変更しています。情報通信機器の設定費用が起債対象となりますことから増額するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、86、87ページをお開き願います。今回の財源調整のため基金の繰り入れを取りやめるなど、財源振替のみで補正額のないものにつきましては、説明を省略させていただきたいと思っております。あらかじめご了承ください。

1款1項1目、議員報酬及び期末手当等、3節、議員期末手当84万1, 000円の減額は、先ほどの発議第11号に係る減でございます。委員会費、総額174万1, 000円、次の議員研修費42万5, 000円の減額は、新型コロナウイルスの影響による道内、道外視察、議員研修会などの中止によるものです。

2款1項1目、行政事務情報化事業、17節、遠隔会議環境構築備品に297万5, 000円の追加は、役場庁舎と東藻琴総合支所とをインターネットを活用しまして会議などができる環境を整備するもので、モニターと双方向通信を可能とする会議システムをそれぞれ3台、プロジェクター1台を購入するものです。

2目、職員研修事業、8節、研修旅費12万2, 000円の減額は、予定しておりました道内行政視察研修が中止となったことによるものです。

3目、広報広聴事業、17節、電子掲示板に138万2, 000円の追加は、役場庁舎と東藻琴総合支所に電子表示機器を設置し、施設案内や行政情報、イベントの周知などインフォメーション機能の充実を図るものです。

6目、緑地管理費、17節、集草機に118万6, 000円の追加は、公園の草刈り等に使用しております集草機が故障しましたことから、更新するものです。

7目、住替え促進事業、7節、住替え促進奨励金に16万円の追加。ページは変わりまして、88、89ページです。18節、住替え促進助成金に197万円の追加は、申請件数の増が見込まれ、助成額に不足が生じますことから増額するものです。

次のふるさと会事業、総額22万2,000円の減額は、東京東藻琴会の開催が中止となったことによるものです。

13目、姉妹都市・友好町交流事業67万7,000円の減額は、稲城市民祭の開催中止、氷川町交流事業の中止に伴うものです。

2項2目、コンビニエンスストア等収納事業、12節、委託料に2,234万1,000円の追加は、町税などをコンビニエンスストア等での、また、スマートフォンなど電子機器により決済できるシステムを導入するものです。

3項1目、戸籍住民基本台帳管理事業、12節、住民基本台帳システム改修委託料に222万2,000円の追加は、国外に転出される方がマイナンバーカードを継続して利用ができるようにするもので、次の戸籍附票システム改修委託料488万4,000円の追加は、戸籍の附票につきまして、マイナンバーの情報を関連づける改修を行うものです。

3款1項1目、社会福祉事務費に4万1,000円の追加は、仕事と子育てを1人で担うひとり親世帯を支援する北海道ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に係る事務費でございます。

90、91ページをお開き願います。特別定額給付金給付事業、総額888万8,000円の減額は、システム改修委託料の入札減のほか、給付事務が完了したことによる執行残です。なお、給付額は7,037人に対しまして、合計7億370万円でございます。

次の地域福祉センター管理費に276万3,000円の追加は、先ほどお認めをいただきました地域福祉センターの指定管理にかかります委託料と施設の修繕料でございます。

2目、老人福祉大会・敬老褒賞事業から75万1,000円の減額は、予定しておりました老人福祉大会の開催を中止したことによるものです。

介護保険事業特別会計繰出金、27節、繰出金に2万5,000円の追加は、低所得者の保険料軽減に伴う負担金の増によるものです。

高齢者安心生活支援事業、8節、普通旅費に24万6,000円の追加は、高齢者の見守りなど、安心な暮らしを支援する仕組みの協議検討にかかる費用でございます。

3目、障害者総合支援事業、22節、前年度障害者自立支援給付費道負担金返還金に338万3,000円、前年度障害児施設給付費等国庫負担金返還金に35万8,000円、前年度障害者自立支援医療給付費国庫負担金返還金に20万5,000円、前年度障害者自立支援医療給付費道負担金返還金に10万3,000円、前年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金に676万6,000円の追加は、それぞれ令和元年度事業の精算によります国、北海道への返還分です。

2項1目、子ども・子育て支援事業、92、93ページに移りまして、10節、消耗品費に12万円の追加は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包

括支援交付金を財源としまして、マスクや手指消毒液を購入し、ファミリーサポート事業で活用するものです。

12節、一時預かり事業（幼稚園型）運営業務委託料に175万7,000円追加、一時預かり事業（一般型）運営業務委託料に343万1,000円追加、病児保育事業（体調不良児対応型）運営業務委託料に205万7,000円追加、延長保育事業運営業務委託料に137万9,000円の追加は、いずれも本年10月1日から運用開始となります認定こども園めまんべつで行う事業の委託料でございます。

22節、前年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金に68万7,000円の追加は、令和元年度事業の精算によります国への返還分です。

認定こども園運営事業、18節、認定こども園運営補助金に248万4,000の追加、次の認定こども園等給食費補助事業、18節、認定こども園等給食費補助金に192万3,000円の追加は、認定こども園めまんべつの運営費、また、子どもたちの給食費を助成するものです。

2目、養育医療給付事業費、22節、前年度養育医療給付事業国庫負担金返還金に18万9,000円を追加、次の広域入所事業、22節、前年度広域入所事業負担金返還金に63万9,000円の追加、さらに3目、豊住保育園管理運営費、前年度特例保育給付負担金返還金に105万9,000円の追加は、それぞれ令和元年度事業の精算によります国及び北海道への返還分です。

託児通所助成事業、18節、託児通所助成金に28万円の追加は、当初1件分の予算措置に対しまして、2件分の申請見込みがありますことから、不足分を追加するものです。

東藻琴保育園管理運営費、10節、消耗品費に16万9,000円追加、17節、保育用備品に33万1,000の追加は、衛生消耗品の他、保育用パーテーションを購入するものです。

22節、前年度特例保育給付負担金返還金に116万6,000円の追加は、令和元年度事業の精算によります国及び北海道への返還分です。

4目、児童センター・児童クラブ等管理運営費、10節、消耗品費に43万6,000円の追加は、マスク、消毒液など衛生消耗品の購入費用、17節、管理備品に38万5,000円の追加は、暖房機が故障したため更新するもの、また、オゾン発生器に106万4,000円の追加は、女満別児童クラブに5台、東藻琴児童クラブに2台を設置する費用でございます。

94、95ページをお開き願います。

1目、保健衛生諸負担金、18節、網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金に212万4,000円の追加は、脳神経外科診療の維持にあたり、近隣の自治体と連携をしまして、運営費用を負担するものでございます。

医療・介護従事者等確保事業、18節、医療・介護従事者就業支援補助金に45万円の追加は、当初10人分を見込んでおりましたが、それを上回る見込みでありますことから、追加で3人分を増額するものです。

3目、簡易水道事業特別会計繰出金の27節、繰出金から171万6,000円減額。次の個別排水処理事業特別会計繰出金の27節、繰出金から1

59万円の減額は、繰越金の計上などに伴うものでございます。

2項1目、ごみ収集事業、1節、報酬に20万4,000円、8節、費用弁償に2万9,000円の追加は、議案第68号でお認めをいただきました廃棄物減量等推進審議会の設置に伴うものでございます。

2目、合併処理浄化槽設置整備事業、18節、補助金に455万5,000円の追加は、当初浄化槽8基分の補助を見込んでおりましたが、設置要望件数の増によりまして4基分を追加するものでございます。

6款1項3目、メルヘン公園管理費、17節、ユニットハウスに90万2,000円の追加は、道の駅めまんべつアンテナショップほのかの売り場を増設するものです。小型高温高压調理機器に396万円の追加は、レトルト食品の新商品開発に必要となる機器を購入するものです。次の地場産品販売促進事業、7節、報償費から6万円の減額は、東京都での稲城市民祭が中止となったことによるものです。スマート農業推進事業、18節、産地生産基盤パワーアップ事業補助金に2億609万9,000円の追加は、農作業機に自動操舵システムを装備するなど、生産性と労働力の軽減を図ろうとするものです。同じく産地生産基盤パワーアップ事業、18節、補助金に2,918万円の追加は、種子馬鈴薯選別機、加工馬鈴薯選別機をそれぞれ1台整備するものです。

96、97ページをお開き願います。

5目、女満別豊住地区農地整備事業、18節、過年度女満別豊住地区農地整備事業負担金に1,000円の追加は、平成30年度事業の負担額に不足が生じたため追加するものです。美幌田中第2地区水利施設等保全高度化事業、18節、負担金に480万円の追加は、受益者の要望により工事内容が変更したことによる事業費の増でございます。

7目、古梅地区基幹水利施設管理事業、12節、施設管理補助業務委託料から65万3,000円の減額は、畑地かんがい施設の点検業務を町で行う計画でありましたが、女満別水利組合で実施することとなったため減額するものです。農業水路等長寿命化・防災減災事業、10節、修繕料に1,550万円の追加は、リール式散水施設の整備内容を見直し、未実施部分の修繕を行うため増額して対応にあたるものです。12節、減圧弁点検・補修業務委託料から35万円の減額は、畑地かんがい施設の減圧弁点検補修業務を町で行う予定でしたが、女満別水利組合で実施することとなったため減額するものです。13節、建物借上料に8万円の追加は、畑地かんがい用リール式散水機を保管する倉庫を借上げるものでございます。18節、オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金から671万円の減額は、農業水路等長寿命化・防災減災事業で予定しておりましたダム施設更新工事につきまして、同じ地区で実施のリール式散水機の修繕へ予算調整したため、工事を翌年度以降に延期しまして、その分の負担金を減額するものです。

7款1項1目、盆踊り事業補助金から40万円の減額は、事業が中止となったことによるものです。起業化支援事業補助金に100万円の追加は、現計5件分の予算に対し、今後2件分の申請見込みがありますことから、不足分を増額するものです。新型コロナウイルス感染症経済対策事業、12節、

芝桜公園環境整備業務委託料に120万円の追加は、芝桜公園の環境保全業務を委託発注し、雇用の創出と公園の整備を図るもので、6月の定例会において予算措置させていただきました事業の期間を延長して取り組むものでございます。18節、大空町プレミアム商品券事業補助金に1,365万円の追加は、これまでに実施しております事業ではございますが、追加の第3弾として取り組むものでございます。大空町バス事業者感染拡大防止事業助成金に230万円の追加は、町内に事業所などのあるバス事業者が、感染症対策として行う飛沫防止や衛生資材の購入経費に対しまして、補助率10分の10、バス1台につき5万円を限度として助成するものです。大空町商工業新型コロナウイルス感染防止対策助成金に700万円の追加は、町内に店舗、事務所のある中小企業による感染防止対策に係る費用の一部を補助率10分の10で助成するもので、マスク、ビニールシート等の消耗品は5万円、換気設備の設置、ウェブ会議システムの導入やインターネットによる販売環境の整備など、設備投資につきましては20万円を限度として支援するものです。

2目、芝桜まつり実行委員会交付金から590万円。ふるさとまつり実行委員会交付金から200万円。観光夏まつり補助金から359万円の減額は、それぞれ事業が中止となったことによるものです。98、99ページをお開き願います。藻琴山温泉芝桜公園誘客促進事業、18節、補助金に169万1,000円の追加は、ホームページをリニューアルし、動画配信等を行う環境を整備するものです。

8款2項2目、町道維持補修事業、14節、町道維持補修工事に400万円の追加は、大雨による農地への越水対策としまして、流れを阻害している排水管の口径を大きくする等の工事を行うものです。

4項1目、下水道事業特別会計繰出金から147万7,000円の減額は人事異動に伴う、職員人件費の減によるものです。

9款1項2目、網走地区消防組合大空消防署費負担金から343万3,000円の減額は、5月31日付けで職員1人が退職したことによる減です。

10款1項2目、事務局費、12節、フッ化物洗口薬品取扱委託料に5万8,000円追加。次の学校教育振興事業、7節、ファームスクール農場提供報償費に24万円の追加は、それぞれ令和元年度に行った事業であります。支払い業務を怠ったため、このたび予算措置をさせていただくものです。関係の皆様にご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。12節、学校芸術文化鑑賞事業委託料から190万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により事業が中止となったものです。子ども未来づくり教育基金積立金に4,345万5,000円の追加は、繰越金の一部を財源として積み立てるものです。GIGAスクール事業、18節、通信環境整備費補助金に460万円の追加は、光回線によるインターネット通信環境を整備する世帯に対して補助金を交付するものです。

100、101ページをお開き願います。2項1目、女満別小学校管理費、10節、消耗品費に26万1,000円の追加は、衛生消耗品のほか、扇風機の購入費用。17節、管理備品250万8,000円は、プロジェクター

11台を整備するものです。東藻琴小学校管理費、10節、消耗品費に5万4,000円の追加は衛生消耗品。17節、管理備品198万円は、プロジェクター6台、気化式冷風機3台を購入するものです。

3項1目、女満別中学校管理費、10節、消耗品費に95万1,000円の追加は、衛生消耗品のほか、パーテーション、扇風機などを購入。17節、管理備品150万2,000円は、プロジェクター6台などを整備するものです。東藻琴中学校管理費、10節、消耗品費に16万6,000円の追加は、衛生消耗品と扇風機の購入に要する費用。17節、管理備品185万5,000円は、プロジェクター4台、気化式冷風機3台、パソコン2台を購入するものです。

4項1目、東藻琴高等学校管理費、10節、消耗品費に4万7,000円追加は、衛生消耗品を購入するもの。14節、校舎改修工事に4,730万円の追加は、大空高校の開校に向けまして、教室などを改修するものです。トイレ改修工事に839万3,000円の追加は、トイレブースの改修、洋式、温水洗浄化などを行うものです。17節、管理備品に297万1,000円の追加は、大型液晶モニター2台、電子黒板1台、エアコン2器を購入するものです。

6項1目、社会教育総務事務費、17節、102、103ページに移りまして、管理備品に108万9,000円の追加は、体温測定用のサーマルカメラ3台を購入し、各種イベントや事業の開催時などに活用するものです。成人式開催費、13節、会場借上料に8万円の追加は、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、会場を教育文化会館とすることに伴う費用です。教育文化合宿誘致事業、18節、教育文化合宿補助金から677万円の減額は、合宿事業の中止によるものです。大空町15年記念社会教育事業、18節、町民舞台実行委員会補助金から200万円の減額は、事業の中止によるものです。タイムカプセル開封事業、10節、消耗品費に10万円、13節、重機借上料に7万円の追加は、平成2年11月に子どもたちの未来へのメッセージを入れて埋設しましたタイムカプセルの掘り起こし等にかかる経費です。

2目、姉妹都市・友好町教育交流事業、8節、旅費から24万8,000円減額。18節、稲城市教育交流補助金から169万円、ふれあいスタディin氷川町補助金から179万円、姉妹都市・友好町教育交流事業補助金から25万円。それぞれ減額はいずれも事業の中止によるものです。

7項1目、スポーツ活動振興事業、7節、ランフェスタ参加者賞品に16万2,000円追加、10節、消耗品費に8万円の追加は自己申告制によるマラソン大会の開催にかかる経費でございます。ジェットラインさわやかマラソン大会実行委員会交付金から140万円減額、次のもこと山ふきおろしまラソン大会実行委員会交付金から144万7,000円の減額は、それぞれ大会が中止となったことによるものです。

104、105ページをお開き願います。12款1項1目、職員給与費、2節、一般職給から18節、福祉協会負担金まで総額175万6,000円の減額は、人事異動に伴う会計間異動、認定こども園開設に伴う職員派遣な

どによる人件費の減でございます。なお、このうち上から5行目になりますが、3節の特別職手当40万円の減額は、先ほどお認めをいただきました町長、副町長、教育長の期末手当の減によるものです。

下段の2目、移住・定住促進事業会計年度任用職員給与費、8節、費用弁償に2万4,000円の追加は、会計年度任用職員の通勤費にかかるものです。

続きまして歳入の説明をしますので、80、81ページをお開き願います。

1款1項1目1節、個人町民税の所得割額に419万4,000円の追加は、主に給与所得、資産の譲渡所得が当初見込みを上回ったことによるものです。

2項1目1節、固定資産税(土地)に64万8,000円の追加は、新型コロナウイルスによる課税猶予1件のほか、町分譲地の取得など非課税団体からの用地購入による課税物件の増によるものです。家屋705万5,000円の減額は、課税猶予3件のほか、病院建物を町が取得したことによります減、償却資産が769万6,000円の減額は、農業関連設備投資の増があったものの課税猶予3件により減額となっております。

3項1目1節、軽自動車等に45万6,000円の追加は、当初見込みより登録台数が増えたことによるものです。

11款1項1目1節、普通交付税に2億2,686万2,000円の追加は、普通交付税の確定によるものですが、要因としましては、主に広域穀類乾燥調整貯蔵施設の元利償還が始まりましたこと、また、幼児教育・保育の無償化によりまして教育費が増額となったことなどによるものです。

13款1項1目1節、美幌田中第2地区、水利施設等保全高度化事業分担金に211万8,000円の追加は、歳出で説明しました事業内容の変更によるものです。

14款1項2目2節、一時預かり(一般型)利用料に28万6,000円追加、次の延長保育利用料に33万6,000円の追加は、認定こども園めまんべつで行う事業の利用料でございます。

5目1節、メルヘン観光交流センターテナント使用料から21万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の休館、来客数の減少等を踏まえまして、メルヘン観光交流センターで営業する店舗の家賃を減免するものです。

6目4節、町営住宅使用料から40万5,000円、同じく駐車場使用料から2万円、特定公共賃貸住宅使用料から51万4,000円、同じく駐車場使用料から7,000円、それぞれの減額は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が減少した方を支援するため減額したものでございまして、町営住宅につきましては2件、特定公共賃貸住宅につきましては1件を適用しております。

7目3節、預かり保育所保育料に3,000の追加は、令和元年度の滞納繰越2件分でございますが、6月に納付され、完納しております。

2項6目1節、検定料に5万円の追加は、先ほどお認めを頂きました大空高校の入学検定料でございます。

15款2項1目1節、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に、710万6,000円の追加は、歳出で説明させていただきました住民基本台帳システム、戸籍附票システムの改修に伴う国からの補助金です。

2目2節、子育て支援交付金252万3,000円は、認定こども園めまんべつでの一時預かり、病児保育、延長保育事業にかかる国からの補助金です。

3節、特別定額給付金給付事務費補助金から158万8,000円の減額、同じく給付事務費補助金から730万円減額は、特別定額給付金業務が完了したことなどによるものです。

82、83ページをお開き願います。3目2節、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に74万8,000円の追加は、浄化槽設置4基分の増に伴う国からの補助金です。

4目1節、農地整備事業補助金に134万2,000円の追加は、美幌田中第2地区水利施設等保全高度化事業にかかる国の補助です。

5目4節、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に517万4,000円の追加は、GIGAスクール事業における情報通信機器の設定事業に係る補助金です。次の学校保健特別対策事業費補助金に559万9,000円追加は、歳出で説明をさせていただきました各小学校、中学校、高校で購入します衛生消耗品や扇風機、プロジェクターなどの整備に要する国の補助です。

6項1目1節、地方創生臨時交付金に1億5,212万3,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国からの交付金です。

16款2項2目1節、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金に4万1,000円の追加は、ひとり親世帯を支援する給付金事業の事務費補助です。

4節、子育て支援交付金252万3,000円は、認定こども園めまんべつでの一時預かり、病児保育、延長保育事業に係る北海道からの補助金です。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金212万円は、歳出で説明させていただきました児童クラブ、東藻琴保育園、ファミリーサポート事業で整備をします衛生消耗品、オゾン発生器などの購入に係る財源とするものです。

4目1節、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金に67万円の追加は、美幌田中第2地区水利施設等保全高度化事業にかかる北海道からの補助です。産業生産基盤パワーアップ事業費補助金に2億3,527万9,000円の追加は、農作業機への自動操舵システム設置、馬鈴薯選別機の整備にかかる財源とするものです。農業水路等長寿命化防災減災事業補助金582万3,000円は、リール式散水施設の修繕にかかる北海道からの補助です。

5目1節、プレミアム付商品券発行支援事業費道補助金722万円は、第3弾として取り組む商品券事業にかかるものでございます。

17款1項1目1節、土地貸付料から40万2,000円の減額は、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した借受者に対して、貸付料を減額するもの3件、37万9,000円。芝桜まつりが中止となったことにより

ます芝桜公園内売店の土地貸付料6件、2万3,000円です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金から1億4,319万9,000円減額。2目1節、地域福祉・医療基金繰入金から8,915万2,000円減額。4目1節、公共施設等整備基金繰入金から8,030万6,000円減額・5目1節、地域振興基金繰入金から1億922万8,000円減額。6目1節、学校教育施設建設基金繰入金から2,810万5,000円減額。7目1節、子ども未来づくり教育基金繰入金から4,987万6,000円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。

84、85ページをお願いします。20款1項1目1節、前年度繰越金に1億7,382万1,000円の追加は、繰越金全額を計上するものです。

21款4項11目1節、後期高齢者医療広域連合受託事業収入に930万円の追加は、保健介護を一体に推進する事業の受託に係るものです。スポーツ振興くじ助成金から74万4,000円を減額、次のいきいきふるさと推進事業助成金から100万円の減額は、もこと山ふきおろしマラソン大会、大空町15年記念町民舞台が中止となったことによる減です。前年度介護保険事業勘定特別会計繰出金返還金485万3,000円、前年度児童手当国庫負担金精算金4万円、前年度児童手当道負担金精算金に1万円の追加は、それぞれ前年度事業の確定によるものです。農業競争力基盤強化特別対策事業負担金に67万1,000円追加は、美幌田中第2地区水利施設等保全高度化事業に係る受益者負担金です。前年度障害児入所給付費等道費負担金精算金2万5,000円は前年度事業の確定によるもの、次の過年度国民健康保険事業特別会計繰出金返還金3,750万2,000円は、余剰金を一般会計に返還するものです。共済組合等負担金783万6,000円は、大空町から法人に派遣する職員の人件費のうち共済費など派遣先が負担するものです。前年度分低所得者保険料軽減負担金2万5,000円は、事業費の確定によるものです。

22款の町債につきましては、第3表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 議案第70号の審議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

(休憩 午後 0時04分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第17、議案第70号の審議を続けます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。それでは、3点ばかりお聞きしたいと思います。

89ページの委託料、コンビニエンスストア等収納事業の仕組みと次年度以降の維持管理はどのくらい掛かるのか説明ください。時代の流れですから反対するものではありませんけれども、費用対効果で見たときにどうなのか、この2点。

95ページの保健衛生総務費、負担金補助及び交付金の網走厚生病院脳神経外科医療体制事業整備事業負担金について、利用実績等含めて、詳しく説明をお願いしたいと思います。

同じ95ページの農業振興費負担金補助及び交付金。スマート農業、パワーアップ事業の内容と、財源は歳入のほうでも説明ありましたが、事業内容と補助率をお聞かせください。

以上よろしく申し上げます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 まずはコンビニ収納におけます質問ですけれども、来年度の維持管理費ということですが、初年度のランニングコストについては100万円ほど見込んでいます。

また、費用対効果ということになりますと、現在、収納については口座振替が主で70%ほどを占めているということになります。残りの30%ほどの収納率を上げるという意味で今回のコンビニ収納、それからコンビニ収納にオプションとして付いておりますスマホ決済サービスというのを活用しようということによって、収納率を上げるということになります。

ある意味、収納率が70%を超えているという中で、さらなるということになりますから費用対効果としては非常に厳しいものがあるのかもしれないですが、現状、我々のほうで考えているのは、今のライフスタイルの状況、それから新型コロナウイルスによります感染拡大防止という観点から踏まえまして、貴重な財源もあるというこの今のタイミングで、このコンビニ収納及びスマホ決済サービスを活用すべきではないかというふうに考えているところでございます。

また、このスマホ決済につきましては、2年前ぐらいから支援サービスのほうで導入された制度なものですから、まだまだこれから伸びるというような状況でもありますけれども、他町村でも令和元年度に12団体であったものが、令和2年度では32団体まで導入が伸びているという状況もあります。

そういうことから考えてですね、今回の導入をさせていただきたいということに及んだものでございます。何とぞご理解をよろしくをお願いしたいと思います。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 2点目のご質問でございます。95ページの網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金に関しまして、利用状況なども踏まえてという

ことをございますけれども、昨年度からご説明申し上げておりますけれども、斜網地域に脳疾患及び救急医療体制の整備充実を図ることが必要であるということから、斜網地域の1市4町、網走、斜里、清里、小清水そして大空町と、それから札幌の禎心会というところ、それは医師を派遣していただくところでありますが、さらには厚生病院を運営しております北海道厚生連と、その三者で協定を結びまして、脳神経外科を厚生病院に開設をするというふうに進めてきたところでございます。

斜網地域の1市4町につきましては、開設に要する費用と運営費の支援を行うということでございます。かわりに北海道厚生連は収支の均衡に務めてまいるということに加えて、収支の運営に支援を受けるということからの収支報告ということも協定でうたわれているところでございます。

その協定に基づきまして、先日、運営状況の報告などをいただいたところでございます。脳神経外科につきましては、令和2年1月から開設をしたところでございます。入院外来等の状況を見ますと、開設前の当初の見込みであります、入院につきましては1日あたり8人、それから外来につきましては1日10人というふうに見込んでいたところでございますけれども、実際1月から3月までの3カ月間の間に、入院につきましては、1日あたり11人ということで、当初8人から11人というふうには増えていると。外来につきましても10人の見込みに対して15人というようなことで、実績が上がっているところでございます。

そういった中でございましたけれども収支の状況としましては、この3カ月間、脳神経外科の収支としましてマイナス2,000万円を超える赤字額が出ているというような状況でございまして、我々1市4町で、その負担割合の覚書というものも別途結んでおりまして、それでまいりますと大空町は9.7%の負担が必要であるといえますことから、その赤字額2,188万8,000円でございますけれども、それに9.7%を掛けました212万4,000円を先ほど補正予算として提案をさせていただいたところでございます。

なお、2,000万円を超える赤字額というのは、当初の見込み額が年間を通して5,000万ほどというふうに見込んでいたところからすると、3カ月で2,000万円を超えるということであれば、単純に四半期計算で4倍しますと8,000万に及ぶというような赤字になるというようなことが単純な計算の中ではできるわけでありまして、1月開設当初はスタートが1日から開設したわけではないということと、手術なども1月などは実施されていなかったということ。それから開設当初でありますので、機械的な部分のほかにも、手術の資機材ですとか、そういった初期投資がかかってくるということがございまして、そういった部分を踏まえますと、少し赤字額が多くなってしまったところも止むを得ないというふうな点でも見ておりますので、もちろん今後の状況につきましては注視が必要ではございますが、見込みよりも患者数が増えているということも含め併せまして、今後改善されていけばというふうに考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

◇議 長 田中総合支所長。

◇総合支所長 三條議員からの三つ目のご質問、95ページのスマート農業推進事業についてご答弁申し上げます。

スマート農業推進事業と産地生産基盤パワーアップ事業、関連ございますので併せて説明させていただきます。

本事業につきましては、農作業の省力化、それから収益力の向上のための農業機械等の導入にかかる補助事業でございます。今回補正させていただくのは、JA単位で申請することとなっておりまして、今回、JAオホーツク網走分でございます。本年5月下旬に網走市農業再生協議会が申請いたしまして、8月の月上旬に内示、9月上旬に交付決定されたものでございます。予算措置につきましては、網走分につきましては網走市、東藻琴分につきましては大空町で計上するというところで今回補正させていただいております。

補助率につきましては2分の1以内ということでございます。

事業の詳細ですが、スマート農業推進事業につきましては、農業ICT機械の導入ということで、東藻琴地区につきましては、農家戸数64戸が参加しておりまして、一つ目といたしまして、GPS自動操舵の機械が107台、二つ目としまして、車の速度に連動して施肥をしますブロードキャスターが9台、自動散布制御振動制御付のスプレーヤーが11台となっておりまして、こちらについては、補助金が2億609万9,000円となっております。

それから、下の段の産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、馬鈴薯の選別機2台の導入でございます。1台目は、加工馬鈴薯利用組合で導入するものでございまして603万円、もう1台につきましては、種子馬鈴薯選別組合が導入いたします1台で2,315万円となっております。参考までに、JAめまんべつの関係につきましては、本年度の当初予算に計上しておりますが、GPS自動操舵機械が125台、ブロードキャスターが36台、スプレーヤーが7台ということで2億4,628万円ということでこちらについては、当初予算に計上しているところでございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。コンビニエンスストアの収納事業について、再度お答えいただきたいと思っております。

維持費が100万円という答弁でありましたが、以後100万円程度ずっと対応していけるのかどうかということと、費用対効果で見たときに10万円の収入を上げるのに何百万も掛けていいのかどうかというその辺が。大事だと思います、今の時代の流れの中で導入は大事だと思いますが、この辺良く見極めながら事業を進めていってほしいと思います。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 先ほど言ったのはランニングコストの部分になりますので、ほか

に保守点検料が出てくるんですが、こちらのほうは今、業者側と折衝している最中なので金額については申し控えさせていただきたいと思います。

議員の指摘されております費用対効果という意味では、非常に高額な金額を用いて導入するというシステムでございます。収納率の向上という意味では、有効な手段かと思っているところでございます。これが全てという訳ではないですが、既存の進め方も含めて、併せて活用しながら進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解よろしくをお願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この仕組みの導入につきましては、地域創生の臨時交付金を活用して導入をしたいということで、最終的に私が決断をいたしました。

まず1点といたしまして、社会的使命というものもあると、そのように感じたからでございます。女満別町時代でしたか、大空町になってからでしたかちょっと記憶は定かではないのですが、コンビニ収納というのはできないものだろうかと、議会からのご指摘なども当時ありまして、検討を職員にさせました。その時には初期費用、導入費用、そのランニングコスト、それをいろいろ積み上げていってみると、今議員が言われたように、私どもの町の税金などでいいますと、かなりの部分が口座振替になっているということから、そのことによって得られる税収と費用とで比較すると、費用の方が多くなるのではないかと、そういう職員の提案といいたし、調査もあり断念した経過があります。

しかし、それからもう10数年以上経っておりまして、そのコンビニエンスストアは24時間営業のところで収納できるということと併せて、今は非常に電子マネーなども頻繁に使われるようになってまいりましたし、この度、自由民主党の総裁選挙に出ていらっしゃる方々、多分、総理大臣になっていく方々であろうと思いますけれども、デジタル庁だとかデータ庁だとか、そういうようなデジタル社会をさらに進めなければならないと。今回のことで日本のそういうものが非常に遅れているということが、はっきり分かったと。さらに世界のトップレベルに立つためにはそういったものを進めなければならないと。そういう中に行政としての社会的な使命というものもあるのではないかと、そのように感じておりまして、導入をしたいということでございます。

テレビのコマーシャルで、スマホの電子マネーで支払いできますか。うちは現金だけです。じゃあいいですって言われてしまう。そういうような流れというものが今後起きてくるだろうと。

そういうことを考えながら、各市町村も先ほど担当がいったように、年々取り扱う所が増えてきているということになりますと、そこが主流になると。今、ここで導入をしないという決断をしたとしてもそう遠くない将来にそういうものが当然のごとく義務づけられてくるのではないかと、そのように考えますと、この交付金のあるときに導入をすべきではないかなと、そのように

考えたところでございます。

当然の利用者の方の利便も僅かかもしれませんがも高まることになるだろうと思います。今までは役場の窓口で納税をしてください。そんなこと言ったら役場なんて5時半までしか開いてないじゃないか。おれ、これから行こうと思ったってもう閉まっているじゃないか。いや納税相談があります。月に何回あるんだというような話をされることもあると職員からは聞いておりますけれども、今度は極論を言えば24時間、そういうような開いているところで納入、納税もいただけるというそういうことを考えれば、納税される方々の利便というところの向上にも繋がるものだと、そのように思いました。

さらに私が導入を最後に決めるきっかけとなりましたのは、その仕組みというのは、今回の交付金を活用していく中でどんなものが対象になって、今何をしていかなければならないかという中で、職員が考えた中で、そういうデジタル決済的なもの、電子マネーのようなもの、コンビニで収納ができるようなもの、そういうようなものが今求められているのではないかということで、職員自らが発案をして、そういうものはどうなのだろうかと。私が過去のようにコンビニ収納どうなんだ、いろいろ調査してみろということを言っただけではなくて、職員の中から自発的な発案として出てきて、さらにそれについていろいろ調査もしながら私に説明がありました。比較的まとまった説明ではなかったかなと。私はそこで納得をいたしまして、職員にこれを本当に導入してやりたいかと。ただ、上がやれと言っているからやるということではなくてどうなんだと。是非やりたいと。そういう言葉が返ってきました。近年、税も使用料もそうですけれども、頑張って収納率なども一頃から見ると上がってきている中で、職員の頑張りというものもあるように感じております。その職員達のやる気をさらに引き出して、町民の皆さん方に訴えていくということを考えた時に、今回の仕組みというものを、この機会にぜひ導入をさせていただきたいと、そのように考えたところであります。

ただ、ご指摘のように当初導入の経費は交付金で賄えたとしても、それ以降のランニングコストも当然かかってくるわけでありますので、そこは、それとしてしっかりと目配せをしながら如何に低減させられることができるか、そのところは努力をしていかなければならないと思っておりますし、私どもは考えますと、安直かもしれませんが、導入する自治体が増えれば増えるほど、そういうものに係る全体的なコストというようなものは低減の傾向に向かうのではないかと、そのようにも思っております。今、ぜひこの機会を捉えて、導入をしたいということでございます。

ご指摘の部分は十分承知をしながら、提案をさせていただいたところでございますので、ぜひご理解を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。お話いただいて十分理解できました。

決して反対するものではなくて、やはり新しい事業を導入するときに、ある程度の全体像というのは先ほど申し上げましたけれども、次年度以降の経費が概ねこの程度でずっと掛っていくということも含めて、修繕費だとか、維持管理費を含めて、例えば向こう5年ぐらいこの程度で維持費が掛ってきますなど、ものをスタートするときのある程度の全体像が見えれば、もっと理解しやすいのかなと思ったものですから、質問させていただいています。

その辺の考え方を誰かもう一度答弁頂ければと思います。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 コストにつきましては先ほど言いましたようランニングコストとして初年度100万円。導入が7月からを予定しておりますので100万程度ということになります。2年目以降が180万ほどのほかにシステムの保守点検料が入ってきますので、年間で行けばざっとという形になりますのと、今後、業者との交渉がありますけれども、400から500ぐらいになるのではないかなというような想定をしているところであります。

ただ、町長の言われたようなところもありますけれども、導入数する市町村が増えてくれば、またそのところの軽減が図られる可能性もあるということもありますので、十分業者とは折衝しながら、慎重にといたしますか、確認しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解の方よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。1点だけ確認させていただきたいと思います。

89ページ、説明上段の住替え促進助成金197万。説明では件数が増えたということをお聞きしましたが、今年度、移住・定住支援室とかも開設をしましたし、町内町外合わせてどのような状態なのか、詳細をお聞かせいただけたらと思います。

◇議 長 秋葉移住・定住支援室長。

◇移住・定住支援室長 上地議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、本事業につきましては、大空町空き家等登録制度要綱に基づきまして、町内一戸建住宅に住み替えいたした者、空き店舗及び空き事業所で事業を始めようとする者に対して助成金を交付し、空き家及び空き事務所等の有効活用と定住人口の増加による町の活性化を図ることを目的として、平成20年度から実施している事業でございます。

現在、空き店舗の登録については20ほどありまして、そのうち、売買等が確定しているものが7件ほどございます。前ページにあります報償費の部分については、売り主に対して売買が成立した場合、5万円の助成金のうち、2万円が大空町商工会が発行しております商品券ということで、当初予算7

件分の予算の中で既に6件が執行済みとなっておりまして、今後の見込みを勘案しまして8件分16万円の補正を上程したところでございます。

また、住み替えをした側に対する助成金ということで、売買価格の2分の1、20万上限と改修に係る町内の業者で改修をした場合には2分の1上限30万円という改修の助成と賃貸物件に関する家賃助成が、月額5,000円の12ヶ月上限で助成する3本からなっておりまして、8月末、これは最新ではございませんけれども、1件の支出がありまして、9月に入りまして、もう既に3件の支出が出ております。現在改修中などを含めて12件の交付見込みがあります。そういうことで、今回197万円の補正を上程したところでございます。

昨年までは、補正対応することはございませんでしたけれども、先ほど上地議員の質問の中でありましたように、本年4月より当室ができたということで、専任でその部分を担当しておりまして、町内空き家物件などの調査や空き家登録を積極的に進めていることから、増額補正となっております。

今後も当室におきまして空き家登録の推進をしながら、移住・定住者対策を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても情報提供だとか、町内各所での制度周知について、ご協力賜ればと存じます。

以上で上地議員の質問に対する答弁といたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。私の方から、こういうことは今後あってほしくないという思いを込めて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

99ページ、10款、教育費の事務局費委託料。それから学校教育振興事業の報償費。これが過年度未払いということで、先ほど総務課長からも説明があり、それと同時にお詫びの言葉もありましたけれども、一つのグループの中で複数、こういう過年度未払いが起きるということは非常に私、今もって納得はできないのですけれど、今後、これをどうやって取り組むのか、再度、教育長から今のお考えを聞きたいと思います。

それともう1点、特に報償費なんですけれども、これは長年、ここ1年や2年の事業じゃないです。もう20年も恐らくやっているのではないかと思います。そういった中で普通であれば、こういう未払いが起きたときに、今回、こうやって定例会に補正予算が出てきましたけれども、即時分かった時点でいち早く、一日でも早く報償費を支払うという、そういう手法は考えられなかったのか、考えられるのか。その2点をまずお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 本年7月であります。令和元年度の教育予算に一部未払いがあることが判明いたしまして、議案の99ページになりますけれども、今回の

一般会計補正予算に過年度支出分として、フッ化物洗口薬品取扱委託料として5万8,000円、ファームスクール農場提供報償費24万円を計上させていただきます。適正な予算執行事務を怠り、関係する町民の皆様にも多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心からお詫び申し上げます。

あつてはならないことではありますが、このような事態を招きましたのも、引き継ぎ事務が不十分によるものでありましたり、また、担当者間の責任体制が不明確によるものであったり、出納整理期間中の点検確認事務が全件に渡り徹底されていないなど、業務処理手順や業務処理方法の欠陥が主な要因となっておりまして、教育委員会組織全体の業務運営上の大きな問題であると大変重く受けとめております。

このような事態発覚後、教育委員会組織全体で、原因究明と改善策について議論を重ねてまいりました。今後は、これまでの事務処理手順を改め、担当者の責任の明確化のほか、点検確認の見える化、さらに予算執行状況の定期確認など事務改善を行い、組織全体で仕組みをしっかりと共有しながら再発防止に努めてまいりたいと考えてございます。

また今回の2件、件数としては3件でありますけれども、報償費、ファームスクール農場提供にかかるものについては2件ほど該当しておる訳でありますけれども、補償費というようなことで、特にお世話になっております個人、団体の方からは請求行為といったものがないまま、事業完了後、これまでは速やかに補償費の支払いというものを実施しておりましたけれども、その業務を失念している中で出納整理期間も経過してしまったというのが、昨年度の状況でございます。今後は、そのような請求行為も必須とするようなことで、再発の防止を図っていかなければならないと考えてございます。

そのような事態が発覚した際に速やかに当該関係の方への支払いができるような手段はなかったのかということでございましたけれども、あくまでもその支出負担行為の根拠となりますのが昨年度中の行為であるということですので、基本、令和元年度の支出でなければならぬといったものについて、新しい年度、令和2年度に入った中で既定の予算で支払うということにはならないということで、対象の方にはお詫びとそのような仕組みなどについてもご理解をいただきまして、適正な形で予算付けをし、速やかにお支払いをするということで、今回進めさせていただきたいということで、予算を計上させていただいたところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 11番、松田議員。

◇松田議員 はい、11番。最後に私の方から申し上げて、終わりたいと思います。

先ほど来、大空高校のときにもこういう言葉がありました。高校にこれから求められるもの、高校だけでなく地域の支援の必要性というのを先ほど教育長がおっしゃっておられました。教育委員会の活動の報告の方針の中に、地域との連帯、それから協働の推進という言葉掲げているんです。まさし

くこのファームスクールというのは地域の皆さん、団体、個人、そうした人たちの理解があって初めて継続されるものだと思っております。先ほど引き継ぎもないということも言われました。この事業がどういう意味をもって行われているかということをしかりこれからの引継ぎに入れていただきたいと思えます。終わります。

◇議 長 渡邊教育長

◇教育長 このファームスクールにつきましては、旧女満別町時代から長年に渡り、地域の皆さんのご支援によって継続できている事業でございます。女満別地区ならではの水田といいますか、稲作に関わるそういう農業体験であり、また、もう一つはカボチャを中心とした収穫体験であり、また販売の実践などもさせていただいている、非常に貴重な本物体験学習事業であると、そのように思っております。長年の大空町の特徴的な教育でもありますし、また、地元の中核的な産業である農業といったものを通じて、子どもたちにふるさとの産業を知っていただいたり、あるいは食育といったところの分野で学んでいただいたり、また、天気が悪い中でも、農家の皆さん、苦勞されて収穫作業にいそしんでおられる。そういったもの、暑さ寒さを肌で感じながら体験できる大変貴重な事業であると、そのように私も考えております。

長年そのように、本業よりも子どもたちの学習を優先して関わってくださっているその方々の信頼を大きく損なう、裏切ってしまうような事務処理となったこと、本当に残念であり遺憾であると、そのように思っております。

そういった方々を代表とする地域の皆さんの信頼を失うことのないように、今後とも職員に対して理念、精神といったものの浸透、徹底させながら、適正な事務処理、それと再発防止にあたってまいりたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

◇議 長 その他質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第70号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第71号

◇議 長 日程第18、議案第71号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書113ページでございます。議案第71号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,584万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億5,683万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

議案書115ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。1款、国民健康保険税から111万8,000円を減額。2款、道支出金に58万8,000円を追加。4款、繰入金に2,040万3,000円を追加。5款、繰越金に1,524万9,000円を追加。7款、国庫支出金に71万8,000円を追加。歳入合計は3,584万円を追加し、12億5,683万7,000円とするものでございます。

116ページをお開き願います。

歳出でございます。1款、総務費に11万円を追加。7款、国民健康保険事業費納付金から317万8,000円を減額。8款、諸支出金に3,890万8,000円を追加し、歳出合計は3,584万円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出よりご説明申し上げますので、122ページ、123ページをお開き願います。

1款2項1目、国民健康保険税賦課徴収事業の18節、負担金補助及び交付金に11万円の追加は、国民健康保険税担当職員の勤務時間外におけます納付相談や徴収業務が補助金の対象となることから、追加し、補正するものでございます。

7款1項1目、医療給付費分の18節、負担金補助及び交付金から38万6,000円の減額。2項1目、後期高齢者支援金の18節から154万6,000円の減額。3項1目の納付金介護分の18節から124万6,000円の減額は、いずれも国民健康保険事業費納付金の決定通知に基づき、減額するものでございます。

8款1項1目、保険税還付金及び還付加算金の22節、償還金利子及び割

引料に61万6,000円の追加は、年度を超えた資格の異動により賦課額が変更となり、還付する額が見込みを上回ったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の賦課額変更による還付金でございます。

2目、返還金の22節の前年度特定健康診査等負担金返還金に79万円の追加は、令和元年度事業費の額が確定したことによる返還金でございます。

過年度一般会計繰入金返還金に3,750万2,000円の追加につきましては、国民健康保険会計で保有しております基金積立金は、これまでは突発的な医療費の支出に備え、一般会計からの繰入金により医療給付費の10%程度を保有してございましたが、平成30年度より北海道が財政運営の主体となったことから、突発的な医療費の支出が解消されたため、事業費納付金の10%程度を保有することとしたため、今回、一般会計に返還するものでございます。

続きまして、歳入の説明申し上げますので、120ページ、121ページをお開き願います。

1款1項1目1節、医療給付費、現年課税分の84万7,000円の減額。2節、介護納付金現年課税分の7万5,000円の減額。3節、後期高齢者支援金現年課税分の19万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の賦課額変更により減額するものでございます。

2款2項1目1節、特別交付金11万円の追加は、歳出で計上してございます国民健康保険税収納業務担当職員の勤務時間外におけます納付相談や徴収業務にかかる経費が補助対象となることから、歳出と同額を追加するものでございます。

2節、医療保険給付諸費分につきましては、44万5,000円の追加。介護保険制度運営推進費分に3万3,000円の追加は、コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の賦課額変更による交付金でございます。

4項2項1目1節、国民健康保険基金繰入金に2,043万3,000円の追加は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

5款1項1目1節、前年度繰越金に1,524万9,000円の追加は、前年度の繰越金を計上するものでございます。

7款1項2目1節、医療保険給付諸費分に66万8,000円の追加。介護保険制度運営推進費分に5万円の追加につきましては、コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の賦課額変更による補助金でございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第71号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第71号、令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第72号

◇議 長 日程第19、議案第72号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書125ページをお開きください。

議案第72号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,994万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,175万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年9月10日提出、大空町長 山下英二。

127ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。1款、保険料から28万7,000円を減額。3款、国庫支出金に361万4,000円を追加。5款、道支出金に164万7,000円を追加。7款、繰入金から1,494万3,000円を減額。8款、繰越金に2,991万5,000円を追加。歳入合計は1,994万6,000円追加し、8億3,175万5,000円とするものです。

128ページをお開きください。歳出です。4款、基金積立金に677万3,000円を追加。5款、諸支出金に1,317万3,000円を追加。歳出合計は1,994万6,000円追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出からご説明しますので、134、135ページをお開きください。

歳出です。4款1項1目24節、介護保険基金積立金に677万3,000円の追加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

5款1項2目22節、返還金、償還金利子及び割引料に1,317万3,000円の追加のうち、前年度一般会計繰入金返還金から前年度地域支援事業支払基金交付金返還金までの5行は、令和元年度における介護保険給付費の確定に伴い、国や北海道、社会保険診療報酬支払基金に並びに一般会計に対し、それぞれ定められた負担割合で、交付された負担金等の超過分を返還するものです。

1番下の行です。前年度低所得者保険料軽減負担金返還金に2万5,000円の追加は、消費増税に伴う低所得者保険料軽減に対する減収補填のうち、国負担分として算定された額の超過分を返還するものです。

続いて歳入の説明を申し上げますので132、133ページをお開きください。

1款1項1目1節、介護保険料現年課料分から28万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対する介護保険料の減免、5件分によるものです。

3款2項1目2節、特別調整交付金に28万7,000円の追加は、介護保険料でご説明申し上げました減免につきまして、その全額が国から交付されるものです。

同じく2目3節、過年度分地域支援事業交付金に332万7,000円の追加。さらにその下、5款2項1目3節、過年度分地域支援事業交付金に164万7,000円の追加は、認知症総合支援などを行う包括的支援事業や、地域自立生活支援などを行う任意事業など、そういった地域支援事業費の補助対象経費確定に伴い、国及び道から追加で交付されるものでございます。

続いて、7款1項3目2節、過年度分低所得者保険料軽減繰入金に2万5,000円の追加は、消費増税に伴う低所得者保険料軽減に対する減収補填のうち、道負担分として算定された額が追加となるものです。先ほどの歳出の返還金は国負担分ですが、こちらの歳入につきましては道負担分でありまして、一般会計を介し追加交付されるものでございます。変更申請時期等の事務の取扱いが国と道で異なることにより、国分は返還、道分は追加と実績報告に基づいて取り扱いが異なっているところでございます。

同じく2項1目1節、介護保険基金繰入金から1,496万8,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

最後に8款1項1目1節、前年度繰越金に2,991万5,000円の追加は、前年度の歳入歳出差引額を繰越金として予算化するものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 72 号、令和 2 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号、令和 2 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 73 号

- ◇議 長 日程第 20、議案第 73 号、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

- ◇建設課長 議案書 137 ページになります。議案第 73 号、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)。

令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 256 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 6,953 万 4,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 2 年 9 月 10 日提出。大空町長、山下英二。

139 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。2 款、繰入金から 171 万 6,000 円減額。3 款、繰越金に 428 万 1,000 円を追加し、歳入合計は 256 万 5,000 円を追加し、2 億 6,953 万 4,000 円とするものです。

140 ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費に 260 万 3,000 円を追加。2 款、公債費から 3 万 8,000 円を減額し、歳出合計は 256 万 5,000 円追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたし

ますので、146、147ページをお開き願います。

1款1項1目、簡易水道一般管理事業、26節、公債費、消費税及び地方消費税の260万3,000円は、令和元年度分の税額確定による追加でございます。

2款1項2目、地方債償還利子、22節、償還金利子及び割引料、地方債利子償還金から3万8,000円は、償還利息の確定による減額でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、144、145ページをお開き願います。

2款1項1目1節、一般会計繰入金から171万6,000円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

3款1項1目1節、前年度繰越金に428万1,000円を追加しております。令和元年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号、令和2年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第73号、令和2年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第74号

◇議 長 日程第21、議案第74号、令和2年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書149ページになります。議案第74号、令和2年度大空

町下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

令和２年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億９，６２７万４，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和２年９月１０日提出、大空町長、山下英二。

１５１ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。５款、繰入金から１４７万７，０００円を減額。６款、繰越金に１５２万５，０００円を追加し、歳入合計は、４万８，０００円追加し、３億９，６２７万４，０００円とするものです。

１５２ページをお開き願います。歳出です。１款、総務費から３，０００円を減額。２款、公債費に５万１，０００円を追加し、歳出合計は４万８，０００円追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、１５８、１５９ページをお開き願います。

１款１項１目２節、給料に３４万８，０００円。３節、職員手当に３２万８，０００円。１８節、負担金補助及び交付金に７万円をそれぞれ追加しております。４月１日付け人事による対象職員の異動によるものです。

下水道一般管理事業、２６節、公課費、消費税及び地方消費税から７４万９，０００円の減額は、令和元年度の税額確定による変更でございます。

２款１項２目地方債償還利子、２２節、償還金利子及び割引料、地方債利子償還金に５万１，０００円の追加は、償還利子の確定による追加でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、１５６、１５７ページをお開き願います。

５款１項１目１節、一般会計繰入金から１４７万７，０００円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

６款１項１目１節、前年度繰越金に１５２万５，０００円を追加しております。令和元年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 7 4 号、令和 2 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 4 号、令和 2 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 7 5 号

◇議 長 日程第 2 2、議案第 7 5 号、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 1 6 3 ページになります。議案第 7 5 号、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3, 1 8 2 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 2 年 9 月 1 0 日提出、大空町長、山下英二。

1 6 5 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2 款、繰入金から 1 5 9 万円を減額、3 款、繰越金に 1 2 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入合計は 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、3, 1 8 2 万 3, 0 0 0 円とするものです。

1 6 6 ページをお開き願います。

歳出です。1 款、総務費から 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明いたしますので、1 7 2、1 7 3 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、個別排水処理施設管理費、2 6 節、公課費。消費税及び地方消費税から 3 2 万 5, 0 0 0 円の減額は、令和元年度分の税額確定による変更でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、1 7 0、1 7 1 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 1 5 9 万円の減額は、補正予算の財源調整のため変更するものです。

3 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金に 1 2 6 万 5 , 0 0 0 円を追加しております。令和元年度からの繰越金が確定したことによる変更でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 7 5 号、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 7 5 号、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。
ここで 1 0 分間休憩します。

(休憩 午後 2 時 7 分)

(再開 午後 2 時 1 7 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 2 3 認定第 1 号 から 日程第 3 0 認定第 8 号

◇議 長 日程第 2 3、認定第 1 号、令和元年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 3 0、認定第 8 号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 8 件を一括議題とします。
本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書 1 7 5 ページです。説明にあたりましては、すでに配付し

ております令和元年度大空町各会計歳入歳出決算書を使用しますので、ご用意をお願いいたします。

認定第1号、令和元年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

令和元年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。

実質収支に関する調書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、86億4,871万2,000円。
- 2、歳出総額、84億7,053万4,000円。
- 3、歳入歳出差引額、1億7,817万8,000円。
- 4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額435万5,000円。
- 5、実質収支額、1億7,382万3,000円。

次に議案書の177ページをお開き願います。

認定第2号、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

決算書の106ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、11億4,508万9,000円。
- 2、歳出総額、11億2,983万8,000円。
- 3、歳入歳出差引額、1,525万1,000円。
- 5、実質収支額、1,525万1,000円。

次に議案書179ページをお開き願います。

認定第3号、令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

決算書の128ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、1億1,452万円。
- 2、歳出総額、1億1,448万4,000円。
- 3、歳入歳出差引額、3万6,000円。
- 5、実質収支額、3万6,000円。

次に議案書181ページをお開き願います。

認定第4号、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認

定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

決算書142ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、7億4,357万6,000円。
- 2、歳出総額、7億1,366万円。
- 3、歳入歳出差引額、2,991万6,000円。
- 5、実質収支額、2,991万6,000円。

次に議案書183ページをお開き願います。

認定第5号、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

決算書の170ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、647万3,000円。
- 2、歳出総額、587万1,000円。
- 3、歳入歳出差引額、60万2,000円。
- 5、実質収支額60万2,000円。

次に議案書185ページをお開き願います。

認定第6号、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

決算書の184ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、2億2,802万5,000円。
- 2、歳出総額、2億2,374万3,000円。
- 3、歳入歳出差引額、428万2,000円。
- 5、実質収支額、428万2,000円。

次に議案書187ページをお開き願います。

認定第7号、令和元年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

決算書の200ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、3億2,405万6,000円。
- 2、歳出総額、3億2,252万9,000円。
- 3、歳入歳出差引額、152万7,000円。
- 5、実質収支額、152万7,000円。

次に議案書189ページをお開き願います。

認定第8号、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月10日提出、大空町長、山下英二。

決算書の216ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額、3,106万9,000円。
- 2、歳出総額、2,980万2,000円。
- 3、歳入歳出差引額、126万7,000円。
- 5、実質収支額、126万7,000円でございます。

以上、提案理由についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。
暫時休憩します。

(休憩 午後 2時28分)

(再開 午後 2時29分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

◇議 長 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休会 午後 2時30分)

(再開 午後 2時42分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に沢出好雄議員。副委員長に原本哲己議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第31 議案第76号

◇議 長 日程第31、議案第76号、令和2年度大空町一般会計補正予算第7号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 追加議案書の1ページです。議案第76号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度大空町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億6,333万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年9月11日提出、大空町長、山下英二。

3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。19款、繰入金に29万1,000円を追加。歳入合計は29万1,000円を追加し、113億6,333万3,000円とするものです。

4ページをお開き願います。4款、衛生費に29万1,000円追加。歳出合計は29万1,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、10、11ページをお開き願います。

4款1項3目、環境衛生一般事務費、12節、はち駆除委託料に29万1,000円追加しております。当初80件分の蜂の巣の駆除を見込んでおりましたが、8月に入りましてから処理件数が急増し、不足が生じますことから、

30件分を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、8、9ページをお開き願います。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金29万1,000円の追加は、今回の財源調整のために繰り入れるものでございます。

以上、補正予算の内容につきまして、説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第76号、令和2年度大空町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 発議第12号

◇議 長 日程第32、発議第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側の議案その2の1ページをお開きください。発議第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について。

このことについて、大空町議会会議規則第14号の規定により別紙のとおり提出する。令和2年9月11日提出、大空町議会議員、齋藤宏司、松岡克美。

3ページでございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合は北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために設置された一部事務組合であります。この規約の変更については、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合から解散、脱退の届が出されたことにより、組合規約の変更が必要になったものでございます。

別冊の大空町議会定例会参考資料その２の１ページ、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表で説明申し上げます。新旧対照表の別表第１の中、山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、札幌広域圏組合を削るものであります。

附則としまして、この規約は地方自治法第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇議 長 これから発議第１２号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第１２号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３３ 発議第１３号

◇議 長 日程第３３、発議第１３号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。６番、沢出好雄議員。

◇沢出議員 ６番。議会側議案その２の５ページをお開きください。

発議第１３号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出する。令和２年９月１１日提出、大空町議会議員、沢出、上地、松田、品田、三條の各議員でございます。

7 ページでございます。この要望の内容であります、新型コロナウイルス感染症の拡大で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。地方自治体は、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、令和3年度の地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項の実現を要望します。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講ぜられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てでございます。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第13号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第13号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 発議第14号

◇議 長 日程第34、発議第14号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番、原本哲己議員。

◇原本議員 議会側議案その2の9ページをお開きください。

発議第14号、国土強靱化に資する道路整備等に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和2年9月11日提出。提案者は大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齋藤、後藤の各議員であります。

11ページでございます。この要望の内容であります。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、北海道の経済は幅広い分野で大きな打撃を受け、今後は感染抑制のための取組を継続し、経済活動との両立、復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのため北海道の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が発揮されるよう、高規格幹線道路ネットワークの早期形成、機能向上が必要不可欠です。

また、北海道は自然災害時の交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化などの課題を抱え、除排雪等に要する費用も多額となっており、地方財政は厳しい状況にあり、国と地方の適切な役割分担で道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項の特段の措置を要望する。

記、1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策を継続し、対策事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメン

テナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいされますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第14号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 発議第15号

◇議 長 日程第35、発議第15号、種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

◇議 長 5番、原本哲己議員。

◇原本議員 議会側議案その2の13ページをお開きください。

発議第15号、育苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり

り提出する。令和２年９月１１日提出。提案者は、大空町議会議員、原本、田中、深川、松岡、齊藤、後藤の各議員であります。

１５ページでございます。この要望の内容であります。種苗法の改正は優良品種の海外流出を法的に規制する一方、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾性へ見直すことで、農業者の権利が弱められ、新たな費用負担が生じるなどの課題が山積しています。

また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されています。

については、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付けできるよう慎重な取り扱いを要望する。

記、１、今回の改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。

２、主要農産物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。

３、外資系企業における地域ブランドなど、優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第１５号、種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第１５号、種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 6 報告第 9 号

◇議 長 日程第 3 6、報告第 9 号、令和元年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会教育長から令和元年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会側議案書その 2 の 1 7 ページ、報告第 9 号でございます。

令和元年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきまして、ご報告を申し上げます。資料につきましては、別冊の令和元年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をご覧ください。

教育委員会の活動状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項に教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

このことから、大空町教育委員会では、令和元年度の教育委員会の所管の事務について、自ら点検評価を行ったところでございます。去る 8 月 2 6 日に開催された教育委員会会議に提出し、議決されたことから、町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものでございます。

報告書 1 ページからの第 1 部、教育委員会の活動状況では、教育委員会委員名簿。2 ページから 5 ページには、教育委員会会議及び教育委員会協議会の開催状況。6 ページには、教育委員会関連の条例規則等の制定状況、主な計画等の策定状況。7 ページには、教育委員会委員の主な活動状況。8 ページには教育関係機関等の活動状況。9 ページから 1 3 ページには、学校に対する指導・助言・指示等の状況。1 4 ページには、町民に対する情報提供について掲載しております。また、1 5 ページから 1 8 ページには、令和元年度教育関係予算の最終予算の状況及び主な事業に関する最終予算を掲載しております。

1 9 ページからの第 2 部におきましては、学校教育活動に係る反省・評価でございます。第 2 次大空町教育推進計画が令和元年度からスタートし、その実現を目指すための計画内容を具体的に盛り込んだものとして、計画の基本目標、施策項目の数字を記載し、その関わりを示しております。大空町教育推進方針は四つの基本目標について記載しており、括弧で示しております数字におきましては、5 段階評定尺度に基づき、町立の幼稚園 2 園、小学校 2 校、中学校 2 校、高校 1 校が実施いたしました、それぞれの評価点の平均点を記載しております。

2 5 ページからの第 3 部におきましては、社会教育活動に係る反省・評価でございます。一つ目といたしまして、令和元年度大空町教育推進方針に係る反省評価でございますが、5 つの基本目標について記載しており、評価につきましては、5 段階評定尺度に基づき、各担当から出されました評価点を記載しております。2 9 ページからは、二つ目といたしまして、令和元年度

社会教育推進計画に係る反省評価でございます。社会教育事業七つの領域で分類し、評価を行っております。

以上、報告書の概要を説明申し上げ、令和元年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは令和元年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第 37 報告第 10 号

◇議 長 日程第 37、報告第 10 号、令和元年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、令和元年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議会提出議案書その 2、19 ページをお開き願います。

報告第 10 号、令和元年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を健全化の判断比率とし、また、公営企業の資金の状況を示す指標を資金不足比率として、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表するものでございます。

21 ページは、9 月 3 日付け町長から議長への報告文書でございます。

23 ページをお開き願います。健全化判断比率についてご説明いたします。表の上段が比率の名称、下段が大空町の元年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値は、早期健全化の基準となる数字でございます。表の左から実質赤字比率につきましては、一般会計の収支が対象となり、赤字額が地方公共団体の標準的な収入額であり、標準財政規模に占める割合を表わすもので、赤字の場合のみ算定されます。本町は黒字のため表示されておりません。早期健全化判断の基準につきましては、15%となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額が標準財政規模に占める割合で、赤字の場合のみ算定されますが、各会計とも黒字のため表示されておりません。

実質公債比率につきましては、一般会計が負担する地方債元利償還金や企業会計の地方債元利償還金に充てるための繰出金などが標準財政規模に占める割合を示すもので、3 カ年の平均で算定されます。平成 29 年度から令和元年度までの 3 カ年平均で 10.4%と前年度に比べ 0.3%減少しております。公営企業会計の地方債償還に係る一般会計の負担額が減少したことなどによるものでございます。この比率が高くなりますと、義務的経費が多くなるため財政の弾力化が低下をしまして、投資的な経費などへの予算配分が十分に行えなくなります。早期健全化の判断比率は 25%となっております。

将来負担比率につきましては、一般会計の地方債残高や債務負担行為による歳出予定額など、将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものです。前年度と比較し、将来負担となる特別会計の地方債償還に充てる一般会計の負担額などは減少しまして、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、数値が表示されておられません。この比率が高くなりますと、将来の実質公債比率も増大するなど、財政運営上の問題が生じてくる可能性が高くなることを示しております。早期健全化判断基準につきましては350%となっております。

25ページをお開き願います。資金不足比率につきましては、企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合を表すもので、一般会計で言います赤字の意味になります。本町で対象となる会計につきましては、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計となり、いずれの会計も資金不足を生じていないことから算定されておられません。経営健全化基準は20%となっております。

27ページから29ページにつきましては、監査委員からの意見書となっておりますので、ご参照願います。

以上、令和元年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による令和元年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第10号、令和元年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたので、ご報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は8月18日、松岡監査委員とともに実施したところであります。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和元年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和元年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の2

0. 0%と比較すると、いずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、令和元年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは過年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第38 報告第11号

◇議 長 日程第38、報告第11号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第11号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により、ご報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和2年5月分から令和2年7月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、5月分につきましては6月22日、6月分につきましては7月22日、7月分につきましては8月18日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 令和2年第3回大空町議会定例会の閉会にあたり、少しお話をさせていただきます。

寿都町では、高レベル放射能廃棄物の処理、その調査を受け入れたいと町長の判断もあり、そのことでいろいろな議論が巻き起こっております。直接本人とお話をしたこともございますけれども、町の将来、今時点で財政がすぐさまどうこうということではないけれども、将来を考えたときに、今のままで本当にいいのかどうか。そういう思いから、いろいろな議論を現在としてしておくべきではないか、そんな立ち位置から問題提起をしてきたと、そのようにおっしゃっておりました。私にはそこまでの見識も知恵も、また勇気も行動力もエネルギーも無いなど、そんなふう感じたところでござい

ました。

私どもの町も、現在大変な財政状況の中にあることは間違いないと思っております。将来どうしていけばいいのか、そんな中で今、私どもの町でできることをやらなければならないということは、人材をいかにして育てていくかということではないかなと、そのように感じております。

町長になって大分年数も経ちました。就任当初は43歳でございましたので、周りの皆さんからいろいろとご助言もいただきました。そんな中で、若い町長として、リーダーシップを持って、思い切ってどんどんいろいろなことを進めればいいんだ、そんなことを言われたことも多分にございました。そんな中、役場の職員には、あれはこうできないかとか、それをこうしなさいと、そういった提案や企画や指示も沢山たくさんしてまいりました。

しかし一方で、人の成長と、またその成長過程で必要なことというのは、人から押しつけられて何かをやるということではないとも言われております。それが度を過ぎてしまいますと、自ら考えを持たなくなる、また、自ら行動をしなくなってしまう、そういう弊害もあるというふうにも言われております。職員自らの発想や行動を待つ、そういった姿勢も必要ではないかと、特に近年考えるようになりました。

そんなこともありまして、ここ数年は各課と懇談をしている項目も一頃から見れば半分程度になっているのではないかと思います。さらに一度指示したことについては、年度途中で何度も何度も途中から口を出さないと、一度指示をしたんだから、職員自ら企画をし、さらにそれを制度化するなどして行動に移すということを待つようにしてきたつもりでございます。

しかし一方で、今回の議会でもお詫びをしなければならないようなミス、失敗、さらには事務の遅れというようなものも多分にありまして、待つのもつらいもんだと、これで本当にいいのだろうか、という不安にさいなまれております。事細かに目的や意味、やる仕事の内容というものを噛み砕いてしっかりと説明しないと、ただ、あれをやれというだけでは理解をしてもらえていないのではないかなと、そんなふうに最近も感じております。

そういった意味で、どのように職員自らが行動すればいいのか、具体的なこともやはり示していかなければならないのかなと、そのように考えると、また、元の所に考え方が戻ってしまいます。正直何が正解なのか、正当なのか悩む日々でございます。暗中模索の中、悩みながら日々を過ごしております。どうか議員の皆さん方におかれましても、そういった私の考え方、こんな考え方があるぞというようなご指摘もいただきながら、ご指導いただければありがたいと思っております。そんな中で、まちづくりを担っていくべき町民はもちろんですけれども、職員の育成にも今後努力をしてまいりたいと思います。

どうかご指導賜りますように改めてお願いを申し上げ、議会定例会閉会にあたってのお礼にかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

◇議 長 以上で令和2年第3回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 3時26分)